

平成29年11月市議会 教育厚生委員会資料

第151号議案 長崎市の小島養生所等遺跡の完全保存に関する住民投票条例について

目 次

1	小島養生所跡及び関連遺跡の遺構検出状況	P 1
2	分析究理所に関する遺構の取扱い	
(1)	分析究理所跡（校舎建設地）に係る長崎市文化財審議会の審議 経過	P 2～3
(2)	遺跡に関する国との協議経過	P 4～5
(3)	国の史跡に指定された事例	P 6～9
(4)	新校舎建設計画と遺構の状況	P 10
(5)	遺構現在地及び移設（案）（校舎側）	P 11～14
3	小島養生所に関する遺構の取扱い	
(1)	小島養生所跡（体育館建設地）に係る長崎市文化財審議会の審議 経過	P 15
(2)	遺跡に関する国との協議経過	P 15
(3)	仁田佐古小学校 新屋内運動場棟の外観イメージ （当初設計案）	P 16
(4)	長崎（小島）養生所跡 顕在化の平面プラン（イメージ）	P 17
4	仁田佐古小学校外周道路 施工計画図	P 18
5	平成29年9月市議会定例会後の長崎大学との協議経過	P 19～28
6	地域からの要望等	
(1)	仁田佐古小学校新校舎の早期建設着工に関する要望書	P 29～31
(2)	仁田佐古小学校新校舎建設に係る仁田佐古小学校PTAによる アンケート結果	P 32～33
7	その他団体からの要望等	P 34～42
8	長崎市の不実記載文書の回覧要請に抗議し撤回を求める文書等	P 43～50

文化観光部

教育委員会

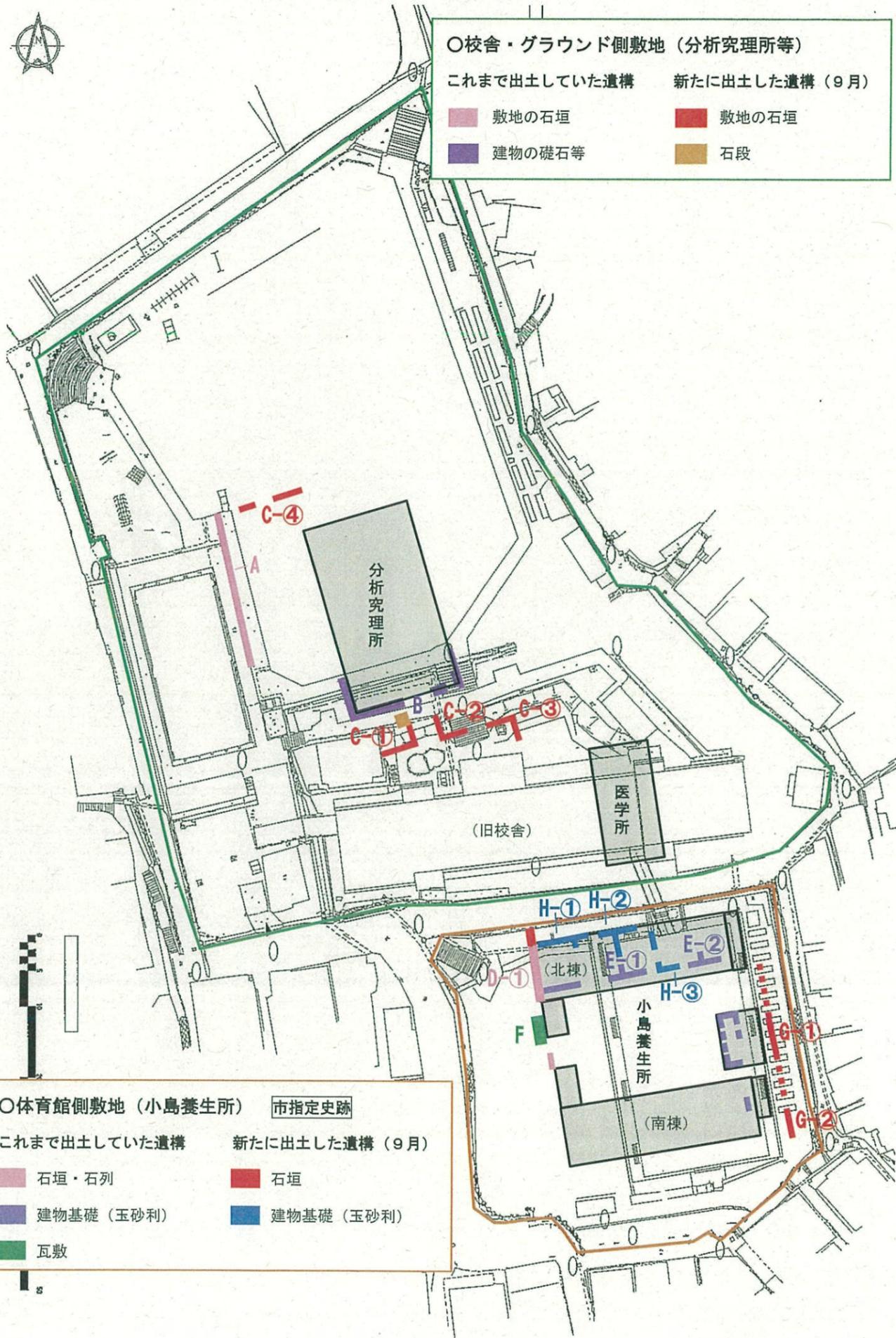
平成29年11月

1 小島養生所跡及び関連遺跡の遺構検出状況



○校舎・グラウンド側敷地（分析究理所等）

これまで出土していた遺構	新たに出土した遺構（9月）
敷地の石垣	敷地の石垣
建物の礎石等	石段



○体育館側敷地（小島養生所） 市指定史跡

これまで出土していた遺構	新たに出土した遺構（9月）
石垣・石列	石垣
建物基礎（玉砂利）	建物基礎（玉砂利）
瓦敷	

○分析究理所に関する遺構（校舎・グラウンド側）

※取扱予定



A 敷地の石垣（西側） 一部移動



B 建物の礎石及び雨落ち溝 一部移動



C-1 石段・敷地の石垣 全部移動



C-2 敷地の石垣（南側） 全部移動



C-3 敷地の石垣（南側） 全部移動



C-4 敷地の石垣（北側） 埋戻し保存

○小島養生所に関する主な遺構（体育館側）

※取扱予定



D-1 石垣 露出保存



E-1 玉砂利 露出保存



E-2 玉砂利 露出保存



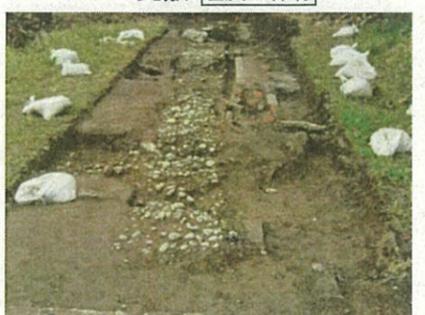
F 瓦敷 埋戻し保存



G-1 石垣 埋戻し保存



G-2 石垣 埋戻し保存



H-1 玉砂利 埋戻し保存



H-2 玉砂利 埋戻し保存



H-3 玉砂利 埋戻し保存

2 分析究理所に関する遺構の取扱い

(1) 分析究理所跡（校舎建設地）に係る長崎市文化財審議会の審議経過

【平成 29 年度第 2 回長崎市文化財審議会 6 月 23 日】

(審議結果)

ア 分析究理所の敷地や範囲を示す遺構の一部である石垣（A ピンク色）について、長崎（小島）養生所跡に関連するものと認め、遺構が残る範囲を史跡に加え指定範囲を拡大することを決定。

拡大範囲の正確な位置・面積については、今後試掘調査の結果をもって決定することとした。

イ 石垣のうち、新校舎建設の支障となる部分については、記録保存を前提に必要な最小限の解体を行い、石材は保管したうえで、工事を進めることを決定。

○石垣（A ピンク色）

多くは埋め戻して現状保存するが、新校舎建設の支障となる部分については、記録保存（3Dデータによる保存を含む。）を前提に必要な最小限の解体を行い、石材は保管する。

【平成 29 年度第 3 回長崎市文化財審議会 9 月 8 日】

(審議結果)

ア 試掘調査は可能な限り実施し、確認された遺構等については文化財審議会に報告することとされた。

イ 長崎医学校時代（明治初期）の建物の位置と敷地が確認できる図面等から、分析究理所敷地の範囲を推測し、史跡に加えることとした。

ウ 建物の礎石及び雨落ち溝（B 紫色）は、小学校校舎の建設によって取り除く可能性があるが、A ピンク色の石垣については、必要最小限の解体を行うものの、多くは現状のまま保存することとした。また、史跡指定後、やむを得ず取り除かざるを得ない建物の遺構については、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管することとした。

エ 史跡指定後の遺構については、破壊は適しないという意見があったことを記録に残すこととした。

○建物の礎石及び雨落ち溝（B 紫色）

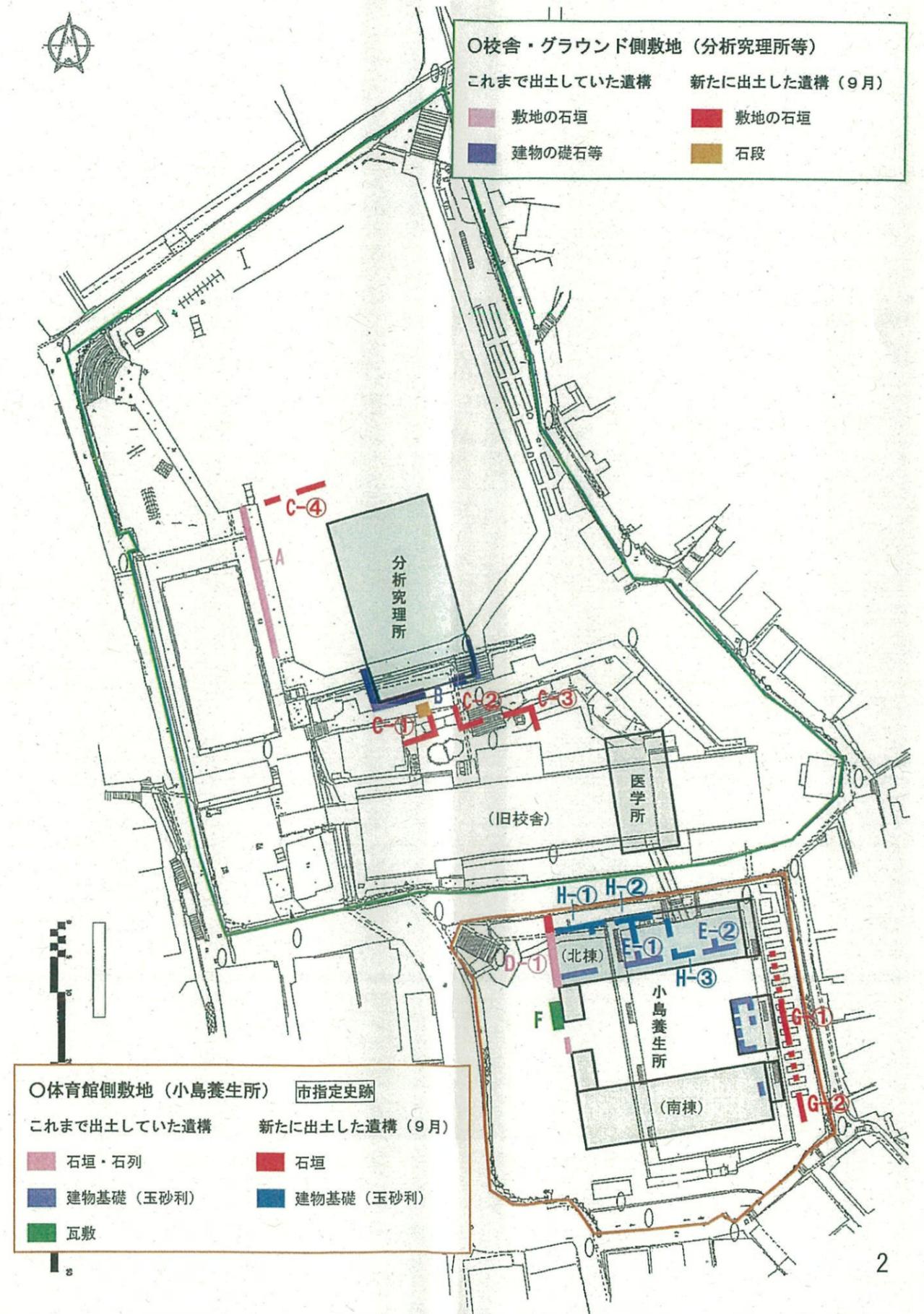
現状保存が可能な部分は埋め戻すこととするが、新校舎建設に伴い、やむを得ず取り除かなければならない部分については、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管する。

遺構に関しては、3Dデータをもとに適度に縮小したレプリカを作成し、体育館に併設する予定である展示室内での展示などを含め、効果的な見せ方について検討する。

文化財審議会の審議結果にしたがい、教育委員会臨時会で決定

(平成 29 年 9 月 12 日)

小島養生所跡及び関連遺跡の遺構検出状況



【平成 29 年度第 4 回長崎市文化財審議会 9 月 28 日】

(審議結果)

- ア 分析究理所の埋蔵されている残存遺構は、ほぼ完全に検出した。
- イ 追加調査により出土した遺構 (C-①~④) については、保存すべき価値がある。
ただし、遺構を取り除いて建物を建てることについては、市で判断して決定すべき。
- ウ 史跡の指定範囲については、今後、遺構と文献資料によって検討し、見直しを行う。
- エ 環境保全の問題 (道路に面する石垣の整備) について、今後、留意して事業を行ってほしい。

→ 文化財審議会の審議経過を受け、次のとおり教育委員会臨時会で決定 (平成 29 年 9 月 28 日)

(教育委員会決定)

○石垣・石段 (C-①~④)

平成 29 年度第 2 回長崎市文化財審議会ですされた A ピンク色の石垣と同様の取扱いとし、C-④赤色の石垣は埋め戻して現状保存、新校舎建設の支障となるその他の遺構は、記録保存 (3D データによる保存を含む。) を前提に取り除き、石材は保管する。

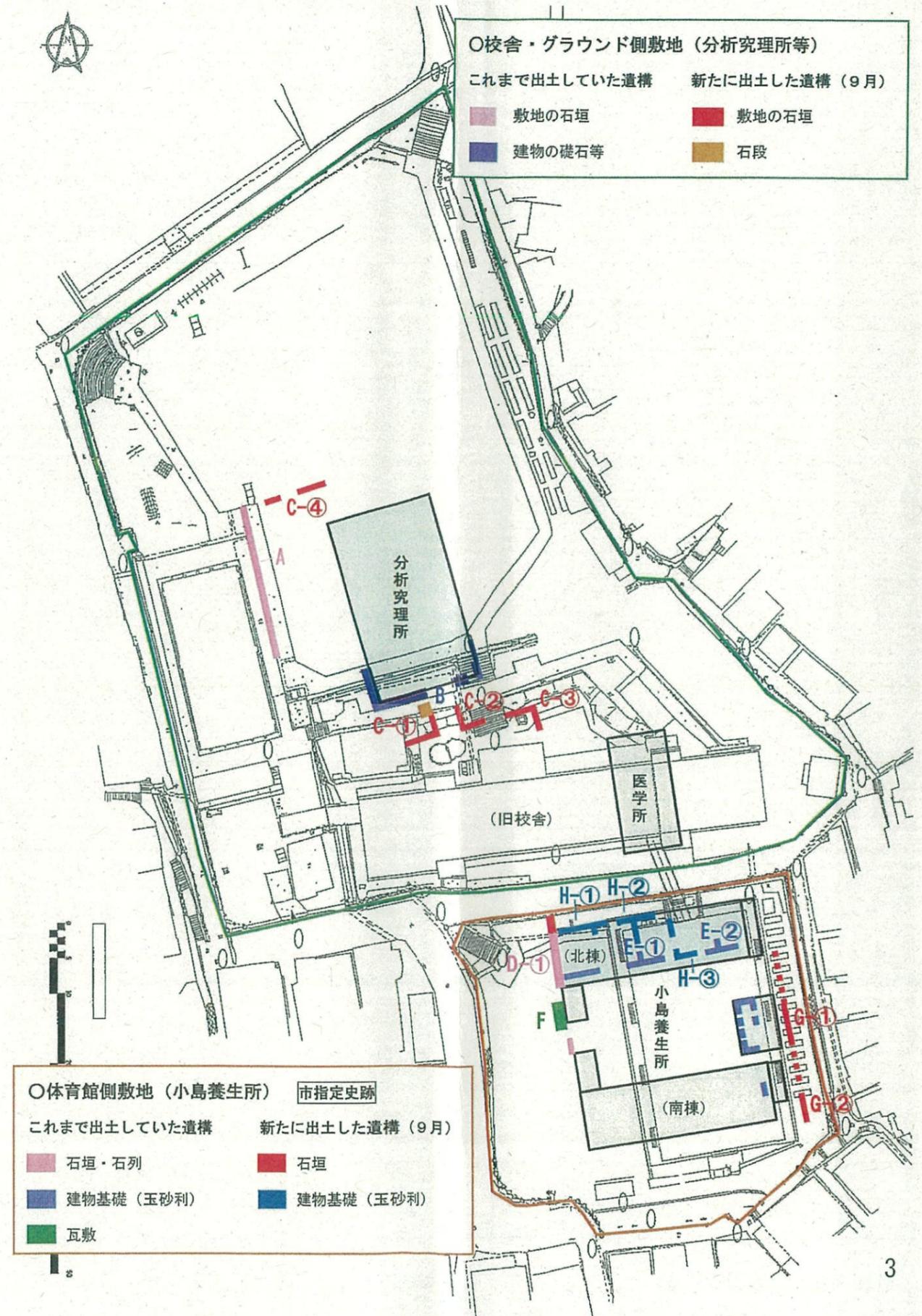
報告

【平成 29 年度第 5 回長崎市文化財審議会 10 月 10 日】

審議会においては、分析究理所遺構の取り扱いに関する教育委員会の決定の報告に対し、賛否の判断はせず、対応は市に委ねるとしながらも、次のような要望があった。

- ア 分析究理所に関する遺構については、後に検証できるように、3D データを含めしっかり記録を残してほしい。
- イ 分析究理所の残存遺構は全体のごくわずかであり、むしろ、小島養生所跡が重要であるとする。したがって、小島養生所跡の遺構をしっかりと現状保存してほしい。
- ウ 新校舎建設に伴い現状保存できない部分については、できるだけ学校敷地内で移設保存してほしい。
- エ 小島養生所跡の関連遺構を展示する施設については、長崎大学のメンバーや専門家を入れるなどして十分に検討してほしい。

小島養生所跡及び関連遺跡の遺構検出状況



(2) 遺跡に関する国との協議経過

ア 文化庁への報告・協議

報告・協議日時	平成 29 年 10 月 2 日（月） 13：00～14：00	
報告・協議場所	文化庁	
出席 機 関	国	文化庁文化財部記念物課
	市	長崎市文化観光部文化財課
	出席者	文化財課長、文化財係長（学芸員）
文化庁見解	<p>(1) 分析究理所の出土遺構の残り具合はよくない。</p> <p>(2) 遺構の取扱いについては、長崎市が判断すればいい。</p> <p>(3) 小島養生所跡を長崎市の史跡に指定しているので、長崎市の指定を目指すならそれでいいのではないか。</p> <p>(4) 国の史跡に指定するには、遺構だけでなく、遺跡を象徴するような遺物の存在も重要であるが、分析究理所でそのような遺物は出土していない。</p> <p>(5) 近代の国指定史跡は、遺構として当時の建物が保存されているケースが多く、それらと比較して、今回の遺跡を国の史跡とするには保存状態は良くない。</p>	

イ 文化庁等による現地調査

調査・協議日時		平成 29 年 11 月 23 日 (木) 14:00~17:00
調査・協議場所		長崎市
出席 機関	国	文化庁文化財部記念物課から 1 名、専門家 3 名
	県	学芸文化課から 1 名
	長崎大学	1 名
	市	教育総務部長、施設課長、文化財課長 他 5 名
文化庁等見解		<p>【遺構の価値について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小島養生所等遺構は、日本初の西洋式近代病院であり、病棟と研究施設がそろって近代的な価値がある。分析究理所も小島養生所と同じように考えていくのが妥当。 ・遺構は、歴史的には十分意義があるが、遺構については部分的なものに留まっている。国の史跡とするには歴史的価値と遺構の両方が残っていないと難しく、養生所を国の史跡とするのは難しい。 <p>【遺構の保存方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構は実物を残すことが重要である。学校建設との兼ね合いにおいては、実物をどれだけ残せるかが重要。 ・遺構の保存と学校建設のバランスをどうとるかは、行政と住民等との関係の中でしか決まらない。可能なかぎりやれることはやったとどこで言えるかである。 ・校舎側敷地の遺構は残り具合が悪いが、残っている部分が少ないからこそ、逆に貴重であると感じた。学校建設とどうバランスをとるか、やれることは全部やったと住民に説明するのが課題である。 ・いろいろな制約がある中で遺跡を残す方向として、当時を偲ばせる部分をセットで動かすことが必要。遺構は移動すれば価値が下がるが、現場の位置関係を保ったまま移設する。例えば、石垣と石段は、一緒にあることが大事であり、どちらも取り除かざるを得ないのなら、校舎敷地のどこかにセットで移設復元することも考えられる。また、遺構があった場所に位置する校舎の床面などには、それが分かるような表示を行うことも考えるべきである。 ・分析究理所建物の遺構（礎石と雨落ち溝）は、協議によるが、残せるものは残すこととし、取り壊さないといけな部分には移設する。残せる部分のレプリカを作成し、移設させる遺構と接合させて、他の場所で活用することも考えられる。

(3) 国の史跡に指定された事例（文化審議会答申）

1 平成 29 年 6 月（全 11 件中、近代以降の遺跡 1 件）

区分	名称	所在地	備考
近代以降	陸軍板橋火薬製造所跡	東京都板橋区	<p>明治初期の試験射撃の的や昭和初期に建てられた爆薬理学試験室等が残る。</p>  <p>陸軍板橋火薬製造所跡 爆薬理学試験室</p>
近世以前	入の沢遺跡	宮城県栗原市	
	瓦塚窯跡	茨城県石岡市	
	泉坂下遺跡	茨城県常陸大宮市	
	山野貝塚	千葉県袖ヶ浦市	
	利神城跡	兵庫県佐用郡佐用町	
	都塚古墳	奈良県高市郡明日香村	
	八幡浜街道笠置峠越	愛媛県八幡浜市・西予市	
	福原長者原官衙遺跡	福岡県行橋市	
	三雲・井原遺跡	福岡県糸島市	
	城久遺跡	鹿児島県大島郡喜界町	

2 平成 28 年 11 月（全 10 件中、近代以降の遺跡 1 件）

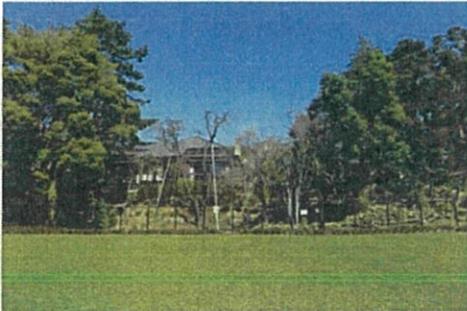
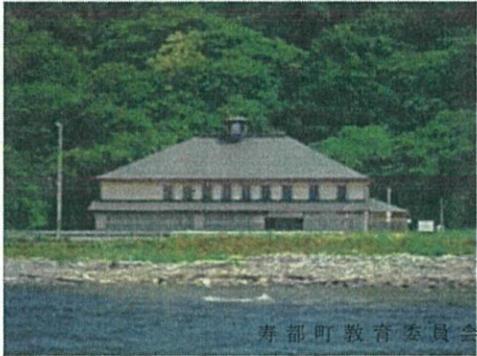
区分	名称	所在地	備考
近代以降	北大東島燐鉱山遺跡	沖縄県島尻郡北大東村	<p>燐鉱石の採掘・乾燥・運搬・貯蔵・積出に至る一連の生産施設が残る。</p>  <p>北大東島燐鉱山遺跡 燐鉱石貯蔵庫跡</p>
近世以前	山王坊遺跡	青森県五所川原市	
	小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	長野県松本市	
	高島藩主諏訪家墓所	長野県諏訪市・茅野市	
	東町田墳墓群	岐阜県大垣市	
	水口岡山城跡	滋賀県甲賀市	
	箸墓古墳周濠	奈良県桜井市	
	英彦山	福岡県田川郡添田町	

区分	名称	所在地	備考
近世以前	小熊山古墳 ・御塔山古墳	大分県杵築市	
	面縄貝塚	鹿児島県大島郡伊仙町	

3 平成 28 年 6 月（全 12 件中、近代以降の遺跡 1 件）

区分	名称	所在地	備考
近代以降	長崎原爆遺跡	長崎県長崎市	被爆校舎である旧城山国民学校校舎など、被爆建造物等が残る。
近世以前	白川城跡	福島県白河市	 <p>長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎</p>
	山元遺跡	新潟県村上市	
	飯田古墳群	長野県飯田市	
	成相寺旧境内	京都府宮津市	
	大山寺旧境内	鳥取県西伯郡大山町	
	備後国府跡	広島県府中市	
	鳴門板野古墳群	徳島県鳴門市	
	伊予遍路道 仏木寺道 横峰寺道	愛媛県 宇和島市・西条市	
	土佐遍路道 青龍寺道	高知県土佐市	
	船原古墳	福岡県古賀市	
	東名遺跡	佐賀県佐賀市	

4 平成 27 年 11 月（全 8 件中、近代以降の遺跡 2 件）

区分	名称	所在地	備考
近代 以降	荻外荘（近衛文麿旧宅）	東京都杉並区	<p>総理大臣を3度務めた近衛文麿の別邸で、居住棟など当時の建物が残る。</p>  <p>荻外荘（居住棟）</p>
	旧歌棄佐藤家漁場	北海道寿都郡寿都町	<p>明治を全盛期とした漁業経営の拠点で和洋折衷の主屋や邸内社等が残る。</p>  <p>旧歌棄佐藤家漁場 漁場建築佐藤家（主屋）</p>
近世 以前	館山城跡	山形県米沢市	
	江戸城石垣石丁場跡	神奈川県小田原市、静岡県熱海市・伊東市	
	馬越長火塚古墳群	愛知県豊橋市	
	鰐淵寺境内	島根県出雲市	
	甲立古墳	広島県安芸高田市	
	土佐藩主山内家墓所	高知県高知市	

5 平成 27 年 6 月（全 6 件中、近代以降の遺跡 1 件）

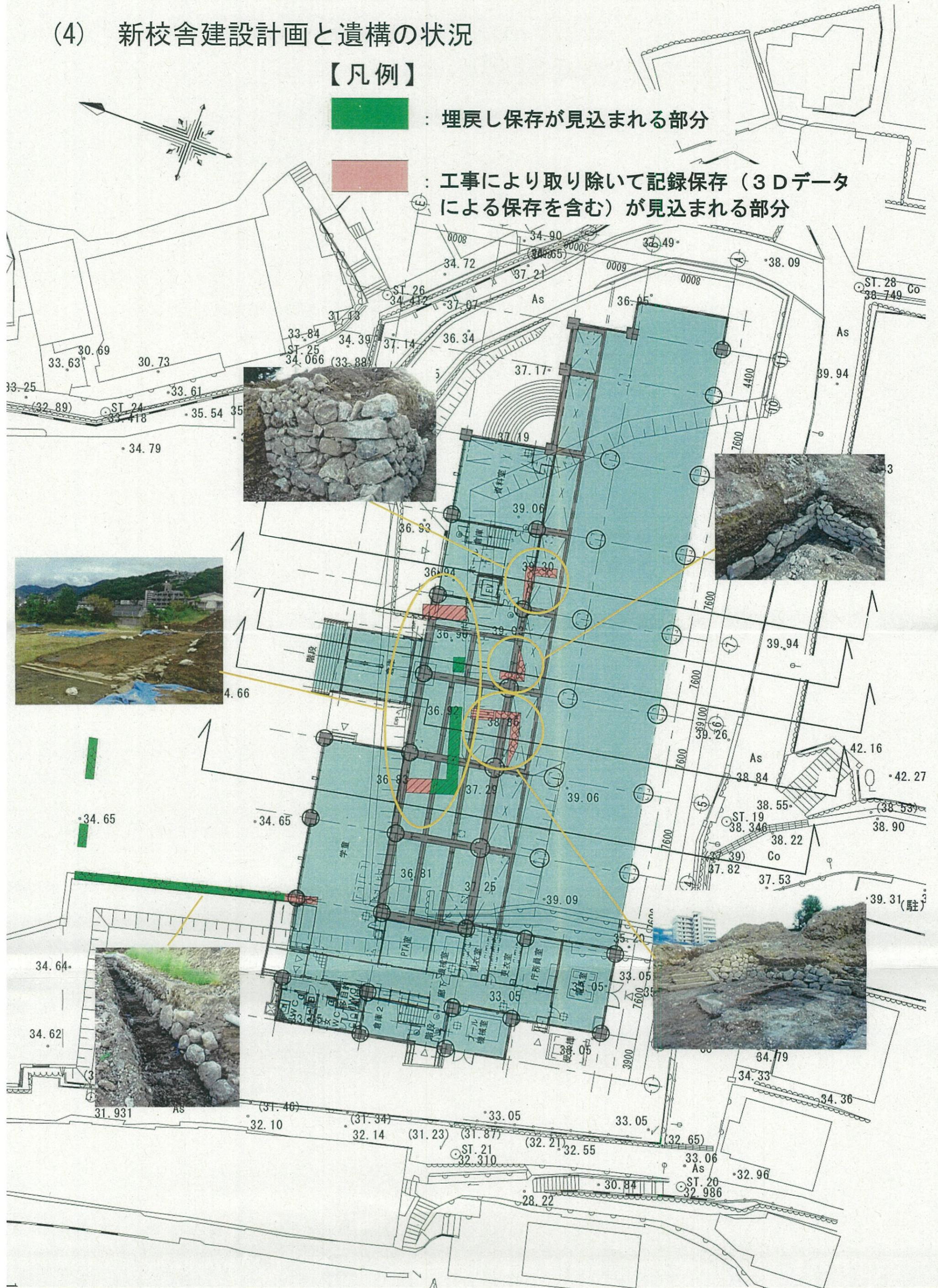
区分	名称	所在地	備考
近代 以降	旧新町紡績所	群馬県高崎市	我が国最初の絹糸紡績工場で、明治10年に建設された工場本館が残る。
近世 以前	耳取遺跡	新潟県見附市	 <p>旧新町紡績所 工場本館</p>
	加越国境城跡群及び道切山城跡 松根城跡 小原越	富山県小矢部市、石川県金沢市	
	多田銀銅山遺跡	兵庫県川辺郡猪名川町	
	上牧久渡古墳群	奈良県北葛城郡上牧町	
	大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳	香川県観音寺市	

(4) 新校舎建設計画と遺構の状況

【凡例】

 : 埋戻し保存が見込まれる部分

 : 工事により取り除いて記録保存（3Dデータによる保存を含む）が見込まれる部分

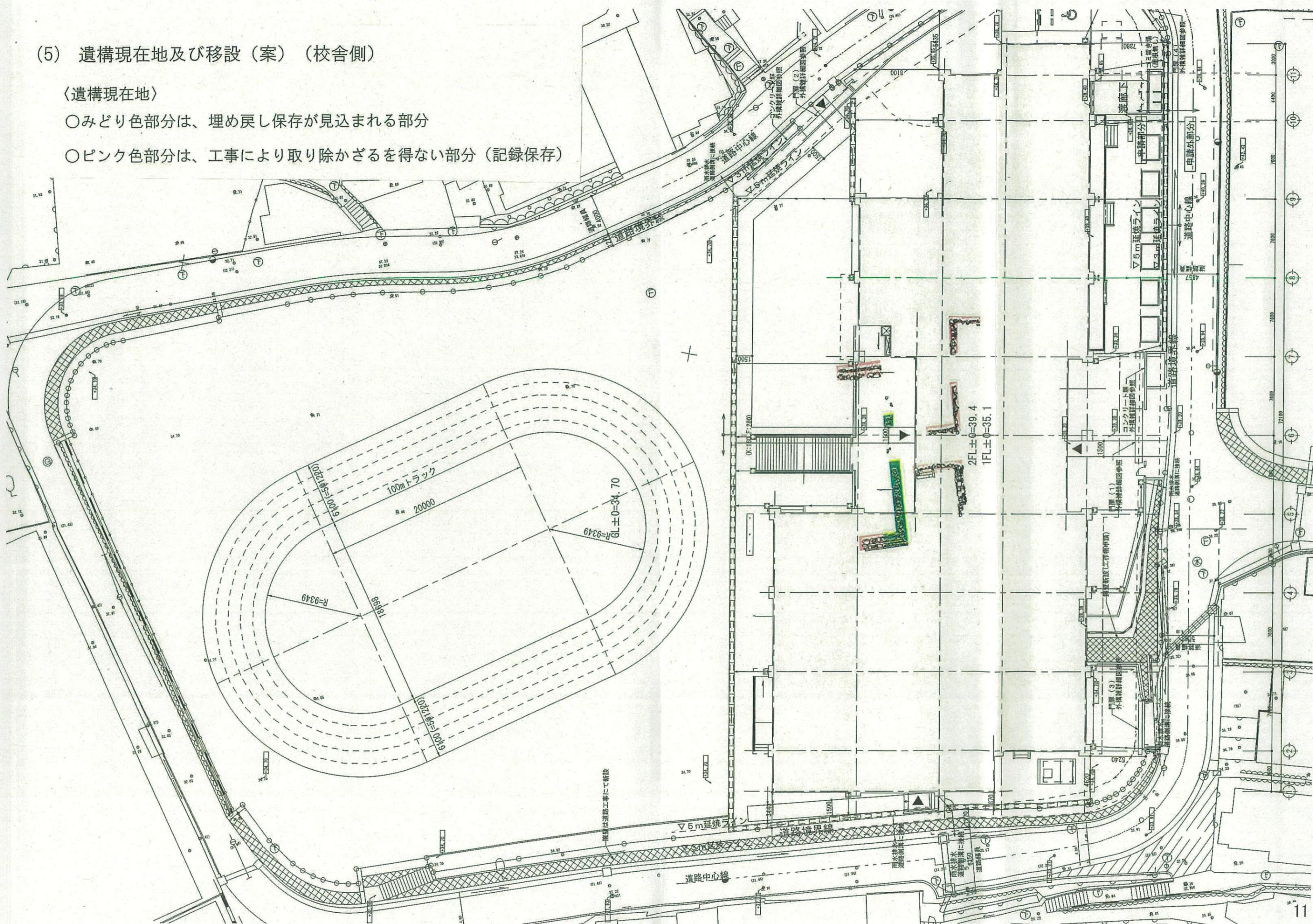


(5) 遺構現在地及び移設 (案) (校舎側)

〈遺構現在地〉

○みどり色部分は、埋め戻し保存が見込まれる部分

○ピンク色部分は、工事により取り除かざるを得ない部分 (記録保存)



〈遺構移設（案1）〉

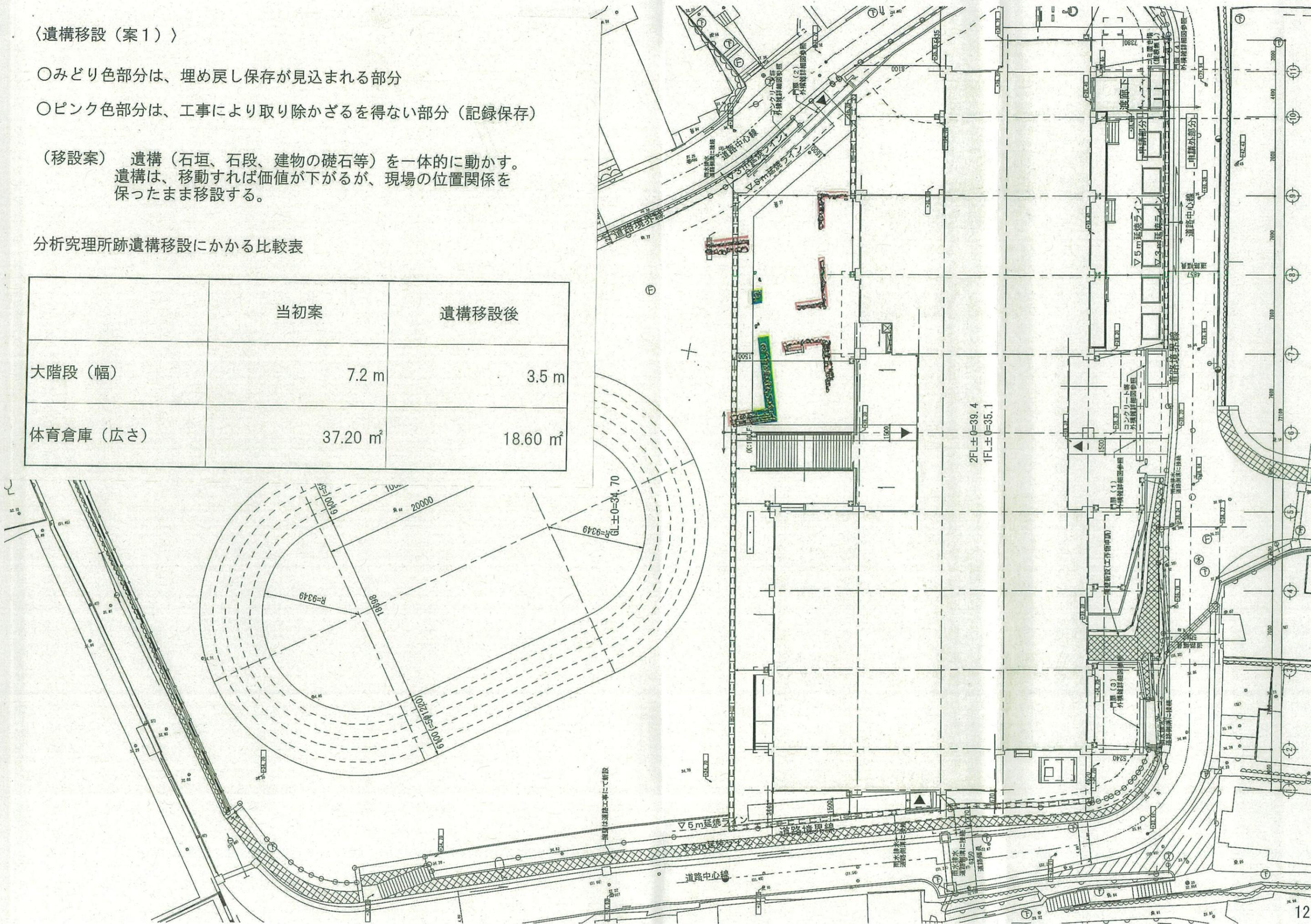
○みどり色部分は、埋め戻し保存が見込まれる部分

○ピンク色部分は、工事により取り除かざるを得ない部分（記録保存）

（移設案） 遺構（石垣、石段、建物の礎石等）を一体的に動かす。遺構は、移動すれば価値が下がるが、現場の位置関係を保ったまま移設する。

分析究理所跡遺構移設にかかる比較表

	当初案	遺構移設後
大階段（幅）	7.2 m	3.5 m
体育倉庫（広さ）	37.20 m ²	18.60 m ²



〈遺構移設（案2）〉

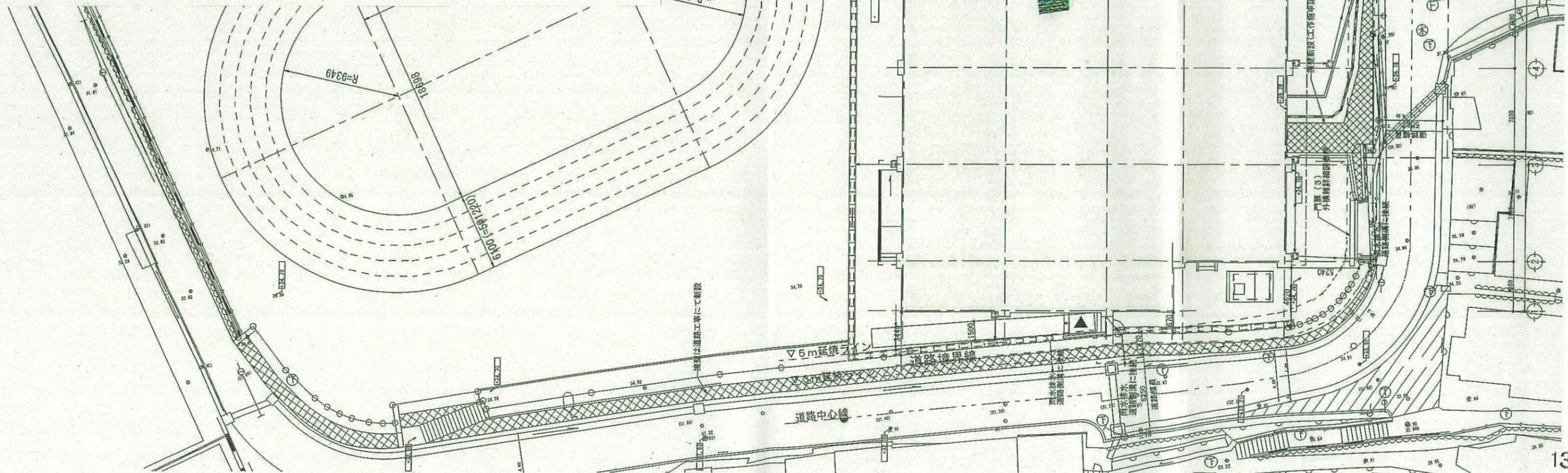
○みどり色部分は、埋め戻し保存が見込まれる部分

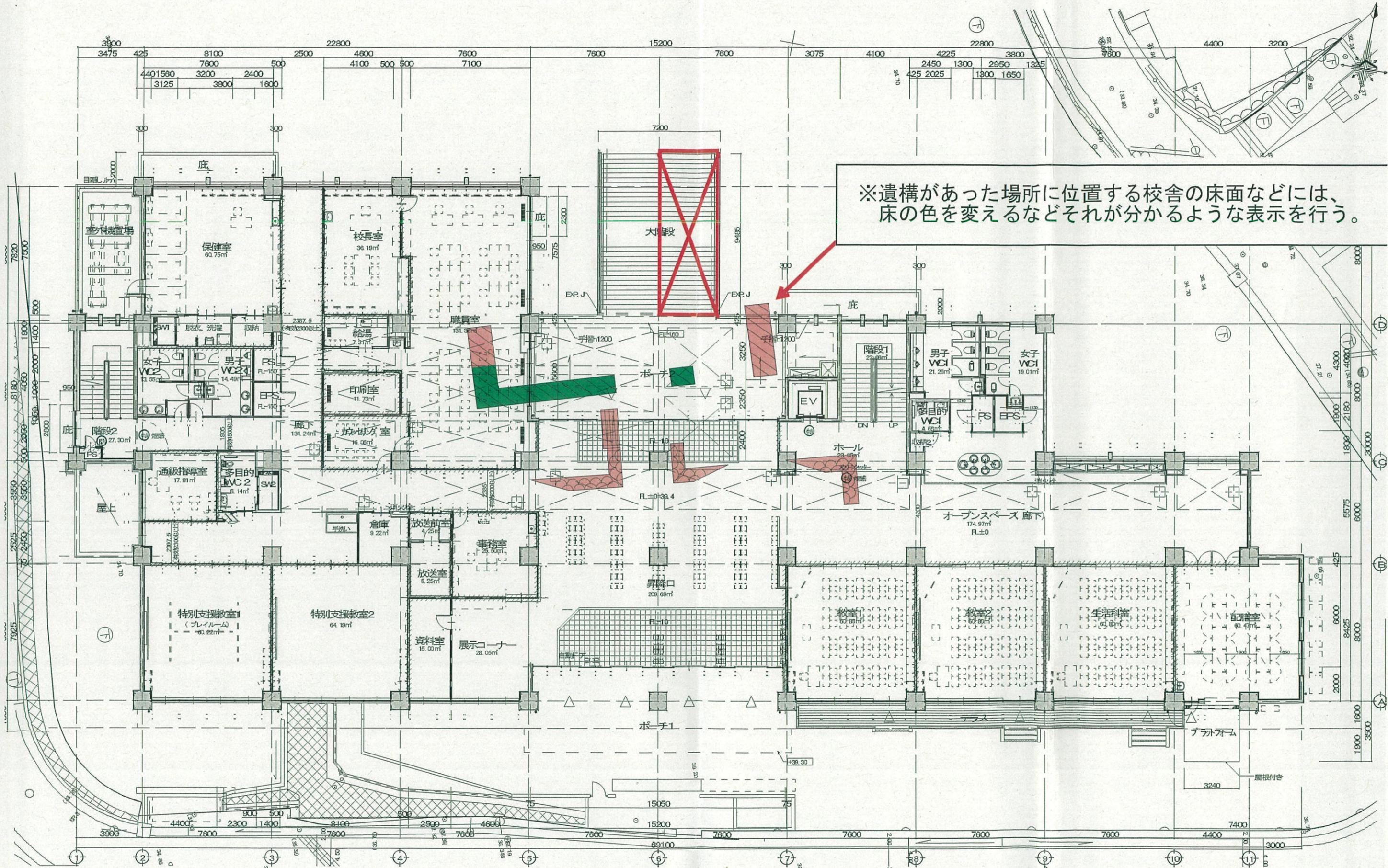
○ピンク色部分は、工事により取り除かざるを得ない部分（記録保存）

（移設案） 埋め戻しにより現状のまま保存する（みどり色部分）
 ことを基本としながら、新校舎建設に支障となる部分
 （ピンク色部分）は、精度の高い記録をとったうえで移設する。
 移設する部分は、埋め戻した部分の複製（青色部分）
 と合わせて、元の姿を彷彿とさせるように敷地内で再現し、
 保存・活用を図る。

分析究理所跡遺構移設にかかる比較表

	当初案	遺構移設後
大階段（幅）	7.2 m	3.5 m
体育倉庫（広さ）	37.20 m ²	18.60 m ²





※遺構があった場所に位置する校舎の床面などには、床の色を変えるなどそれが分かるような表示を行う。

3 小島養生所に関する遺構の取扱い

(1) 小島養生所跡（体育館建設地）に係る長崎市文化財審議会の審議経過

【平成 28 年度第 1 回長崎市文化財審議会 平成 28 年 12 月 8 日】

（審議結果）

- ・国の文化財となる可能性について、文化庁に確認を行うよう求められた。

【平成 29 年度第 1 回長崎市文化財審議会 平成 29 年 4 月 25 日】

（審議結果）

- ・日本最初の近代洋式病院及びその関連施設として、幕末に設置された養生所、医学所及び分析究理所を含む精得館までの施設に対する評価から、小島養生所建物の基礎である石垣や玉砂利等の遺構が比較的良好な状態で残っている体育館側敷地を、「長崎（小島）養生所跡」として、市の史跡に指定するのが適当であると決定した。

➡ 文化財審議会の審議結果にしたがい、教育委員会 5 月定例会で決定
(平成 29 年 5 月 30 日)

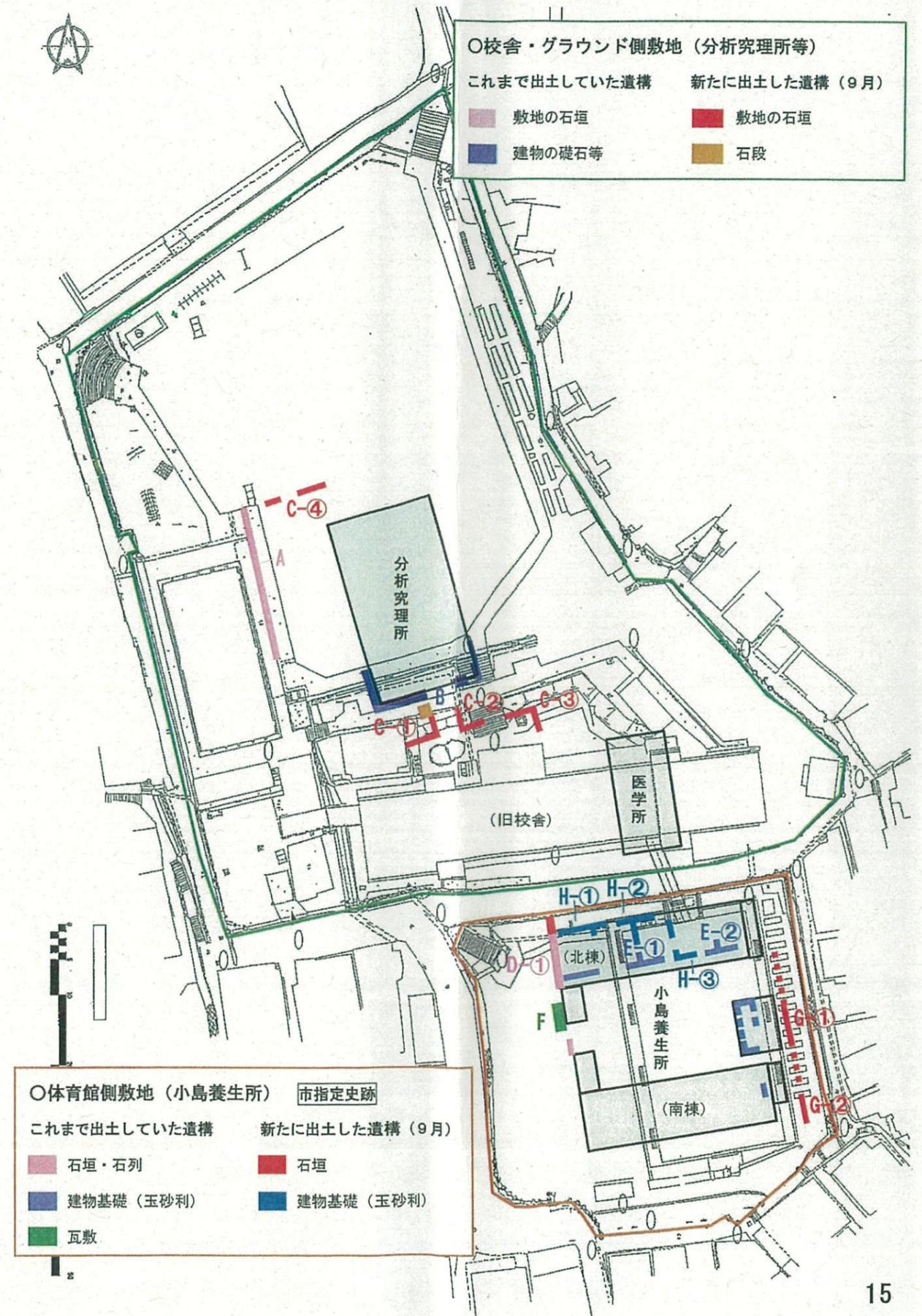
➡ 平成 29 年 6 月 5 日付で長崎市の史跡に指定

(2) 遺跡に関する国との協議経過

文化庁への報告・協議

報告・協議日時	平成 28 年 12 月 13 日（火）16:00~17:00	
報告・協議場所	文化庁	
出席機関	国	文化庁文化財部記念物課
	県	長崎県教育庁学芸文化課
	市	長崎市教育委員会教育総務部施設課、文化観光部文化財課
出席者	施設課長、文化財課文化財係長（学芸員）	
文化庁見解	(1) 体育館建設予定地における遺構の残存状況がよくないことから、国指定史跡にはなり難い。 (2) 文化財として将来にわたり保護していくために、長崎市の指定文化財とすることを検討してはどうか。	

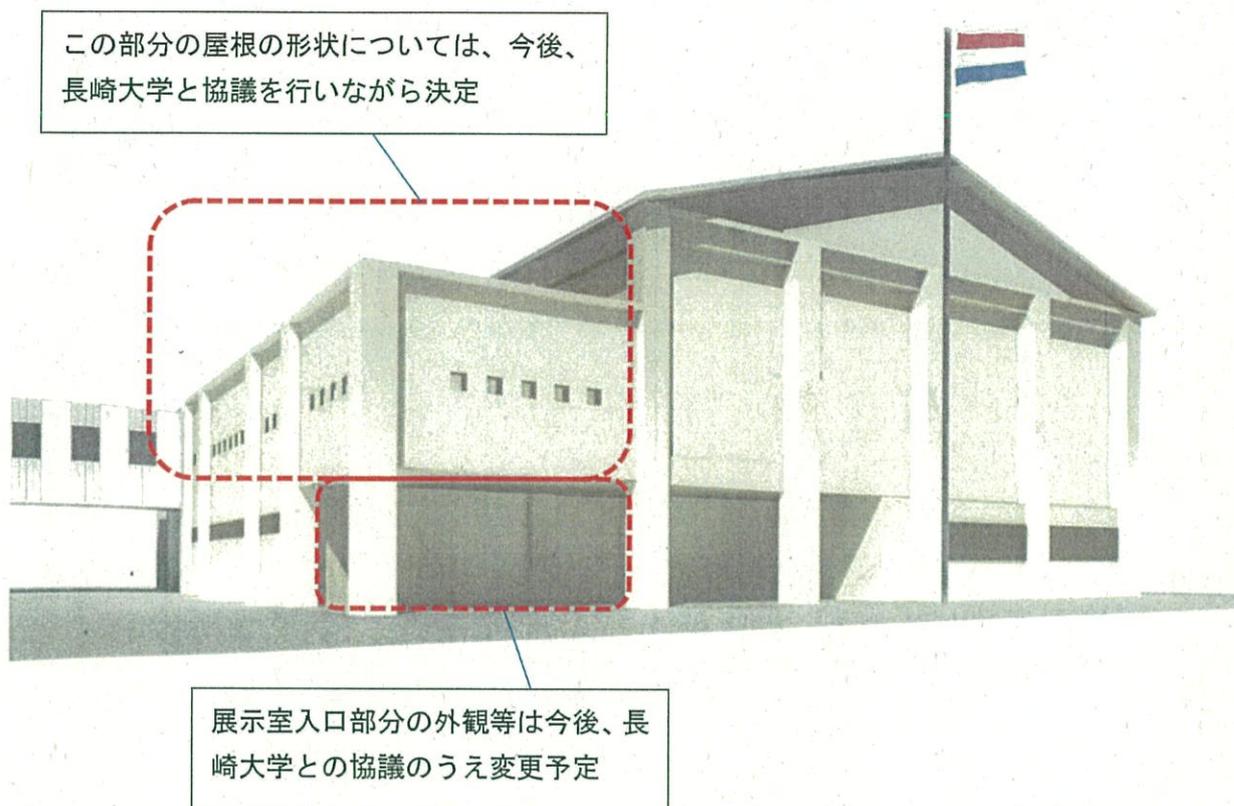
小島養生所跡及び関連遺跡の遺構検出状況



(3) 仁田佐古小学校 新屋内運動場棟の外観イメージ（当初設計案）

1階：特別教室、長崎（小島）養生所跡展示室

2階：体育館

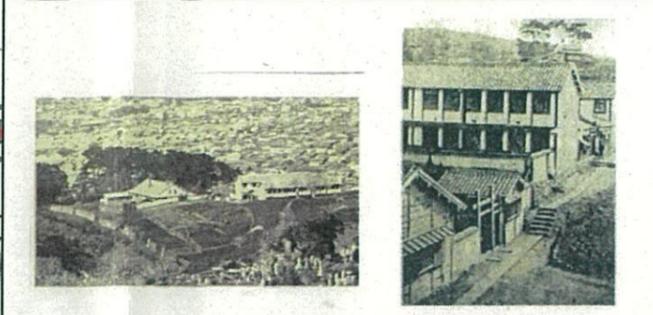


※体育館屋根以外の、外観の色彩や外壁の仕上げかた、窓の形状については、長崎大学と協議を行いながら、決定していきたい。

(4) 長崎（小島）養生所跡 顕在化の平面プラン<イメージ>



展示ケース内・出土遺物・関係資料の展示 (イメージ)



養生所等の古写真・古絵図等の展示



分析究理所遺構のレプリカ展示

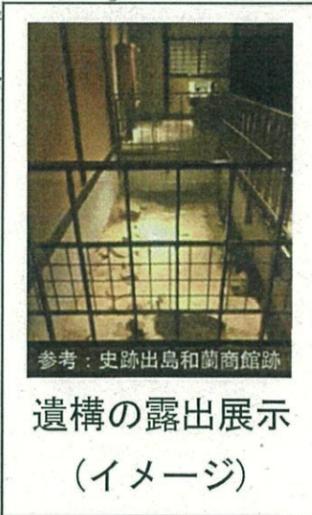


映像・講座スペース (イメージ)

- 1 展示スペースの展示内容(案)
- 展示室面積 約360㎡
 - ・うち展示スペース 約290㎡ (4教室相当)
 - ・事務室・トイレ等 約70㎡
 - 展示内容 (想定できるもの)
 - ・養生所遺構の露出展示
 - ・分析究理所遺構のレプリカ
 - ・3D計測した遺構や写真から想像できる建物の映像 (モニター設置)、模型
 - ・展示ケース内での出土遺物展示
 - ・養生所等の古写真、古絵図、年表 など
- ※具体的な展示内容は長崎大学と協議
- 2 展示室整備にかかる経費
- 約2億円
- (建設費、展示整備費等)



建物模型展示 (イメージ)



参考：史跡出島和蘭商館跡
遺構の露出展示 (イメージ)



遺構の露出展示



遺構の露出展示



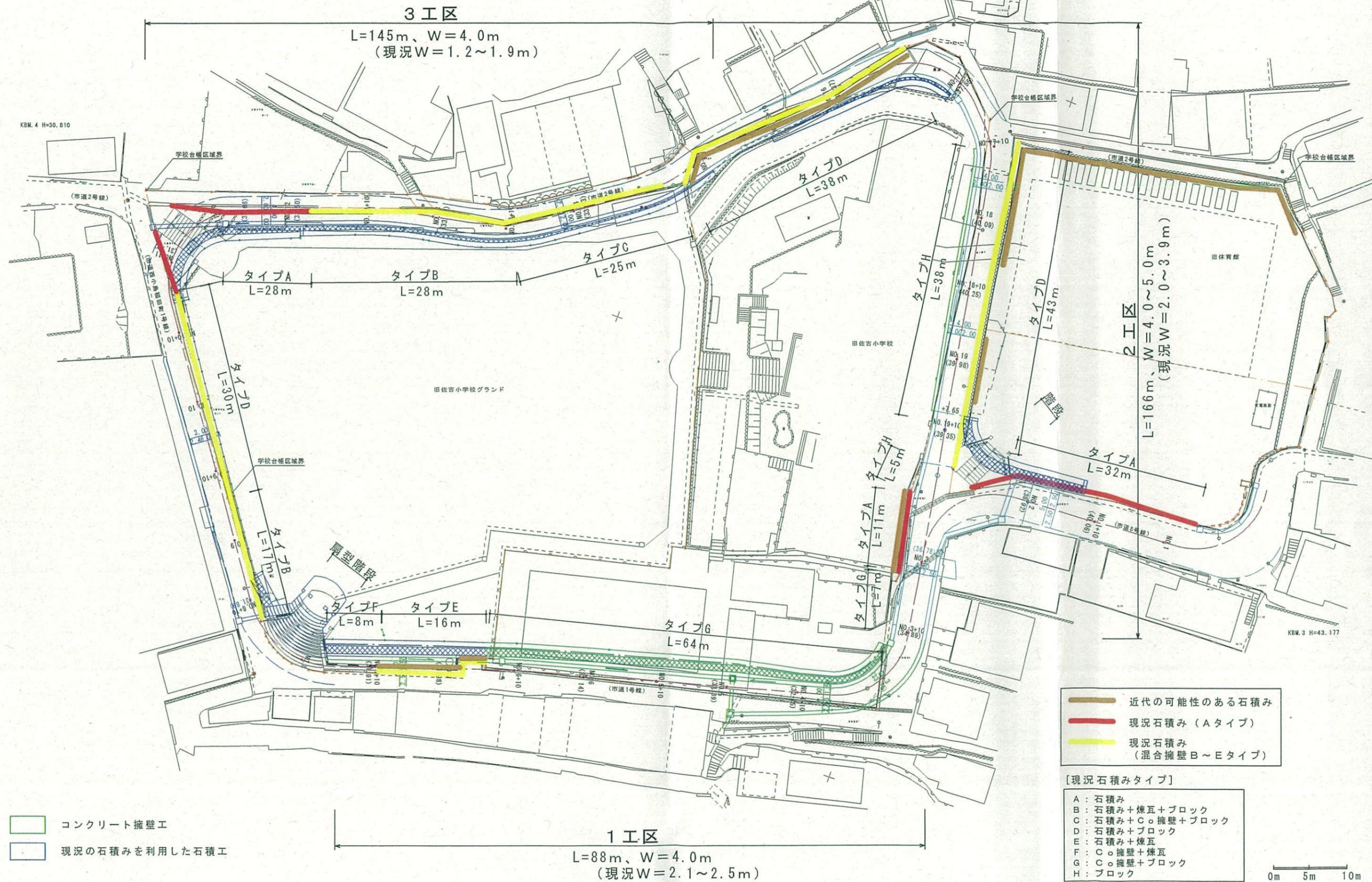
遺構の露出展示

1階：特別教室・長崎(小島)養生所跡展示室
2階：体育館

露出展示する遺構

※遺構は全て現状保存 (一部は露出展示、その他は埋め戻し保存)

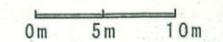
4 仁田佐古小学校外周道路 施工計画図



- コンクリート擁壁工
- 現況の石積みを利用した石積み工

- 近代の可能性のある石積み
- 現況石積み (Aタイプ)
- 現況石積み (混合擁壁B~Eタイプ)

- [現況石積みタイプ]
- A : 石積み
 - B : 石積み+煉瓦+ブロック
 - C : 石積み+C○擁壁+ブロック
 - D : 石積み+煉瓦
 - E : 石積み+煉瓦
 - F : C○擁壁+煉瓦
 - G : C○擁壁+ブロック
 - H : ブロック



5 平成29年9月市議会定例会後の長崎大学との協議経過

日付	文書又は協議	内容等
H29. 9. 12	<p>「分析竊理所、医学書を含む養生所遺構の調査、保存、活用についての要望書」 (長崎大学学長、医学部長から市長へ)</p>	<p>(1) 杭工事を延期し、分析竊理所遺構及び解剖室推定地の全面的な発掘調査を行うとともに、その遺跡としての価値についての十分な検討を行う。</p> <p>(2) 既に発掘された分析竊理所遺構や解剖室推定地を含めて、保存対応を協議する。その際、養生所遺構と同様に見える形での現地保存・活用の可能性も検討する。</p>
H29. 9. 29	<p>「分析竊理所、医学書を含む養生所遺構の調査、保存、活用について」(文書)(市長から長崎大学学長、医学部長へ)</p>	<p>1 分析竊理所遺構及び解剖室推定地の全面的な発掘調査及び遺跡の価値の検討</p> <p>(1) 追加調査として、分析竊理所敷地のライン及び分析竊理所や解剖室、医学所に関し、遺構が残る可能性がある場所について、全面的な発掘調査を行い、遺構が残る可能性が無いと思われる場所も掘削し、その結果地山が検出されるなど、確証が得られるまで調査を行った。</p> <p>結果として、分析竊理所敷地の南側及び北側のラインに残る石垣を発見し、南側敷地では、破壊された石段の一部が出土したが、解剖室の遺構はなかった。</p> <p>2 既に発掘された分析竊理所遺構や解剖室推定地を含めた保存対応等</p> <p>(1) 分析竊理所周囲の石垣等</p> <p>敷地西側の多くは埋め戻し現状保存、新校舎建設の支障となる部分は、記録保存(3Dデータによる保存を含む。)を前提に、必要最小限の解体を行い、石材は保管する。</p> <p>追加調査で発見された敷地南側及び北側のラインの石垣の一部、南側敷地の石段の一部は、新校舎建設の支障となる多くの部分を記録保存し、取り除き、石材は保管する。</p> <p>(2) 分析竊理所建物に係る礎石及び雨落ち溝遺構を現状のまま露出展示することは困難であり、現状保存が可能な部分は埋め戻し</p> <p>新校舎建設に伴い、取り除かなければならない部分は、3D計測によって精度の高い記録を取り、礎石は保管する。</p> <p>遺構については、レプリカを作成し、展示室内での展示などを含め、今後長崎大学と協議する。</p>

日付	文書又は協議	内容等
H29. 9. 30	<p>「小島養生所遺構に関する長崎大学からの要望書に対する市側の回答を受けて」 (文書)(長崎大学学長、医学部長から市長へ)</p>	<p>本学としては、分析窮理所遺構保存の方針の最終決定は長崎市の専権事項であり、長崎市におかれては、文化財の価値あるいは長崎大学の要望のみならず学校教育推進等の多様な観点から総合的に判断されるものと理解している。</p> <p>また、養生所遺構を含め今後の遺構保存・活用に関し、長崎大学として積極的に協力する意思に変更はない。</p> <p>その上で下記(1)(2)について説明を求めると同時に大学と協力できる機会を要望</p> <p>(1) 文化財審議会において、分析窮理所遺構の文化財としての評価、審議内容及び結論はどのようなものであったのか</p> <p>(2) 分析窮理所の現地において見える形での保存の可能性についての検討、検討内容はどうかであったのか。3Dデータによる記録保存を中心とした保存方針を結論するに至った経緯</p>
H29. 10. 11	<p>長崎大学との協議 (学長、医学部長、病院長)</p>	<p>9月30日において説明を求められた事項に対し、図面と資料を基に説明を行った。</p> <p>協議結果</p> <p>(1) 分析究理所遺構の現地において見える形での要望</p> <p>(2) 遺構の保存活用について、長崎市と長崎大学が協議する場を今後設けることの確認</p>
H29. 12. 5	<p>長崎大学長図面案の提示 (1) 小島養生所における展示のイメージ図 (2) 分析究理所等を現地で見える形での保存案(2案)</p>	<p>(1) 小島養生所遺構については、全て現状保存(埋め戻し、一部露出展示) ・展示室イメージ図</p> <p>(2) 11月23日の文化庁等の現地調査による意見を基に、石垣、階段、礎石等をセットで、移設し、見える形での保存活用</p> <p>なお、校舎内においては、床面等に遺構があった場所の表示を行う。</p> <p>(案1) 遺構を全てセットで移設 (案2) 残せるものは現地で埋め戻し保存し、その部分は複製を作成し、取り壊さないといけない部分と併せて移設。</p>
H29. 12. 5	<p>長崎大学学長から市長への回答</p>	<p>(1) 9月30日の大学長名の文書で示した基本的な考え方については、現在においても変更はない。</p> <p>(2) 分析究理所等の遺構の取扱い2案については、市で判断願いたい。</p>

平成 29 年 9 月 12 日

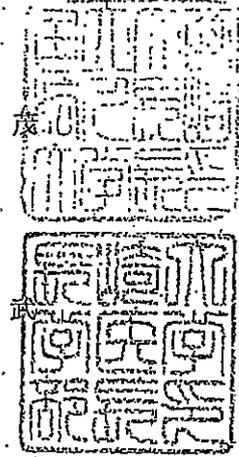
長崎市長

田 土 富 久 様

長崎大学

学 長 片 峰 慶

医学部長 永 安



分析竊理所、医学所を含む養生所遺構の調査、保存、活用についての要望書

養生所遺構の調査、保存、活用につきましては、平成 28 年 2 月に長崎大学長、同医学部長及び県・市医師会長より、平成 29 年 1 月には長崎大学長、同医学部長より、貴殿宛てに要望書を提出させていただきました。とくに後者においては、養生所跡地については適切に保存し世界的歴史遺産（日本近代医学発祥の地）として将来にわたって活用すること、医学所及び分析竊理所跡地については追加調査のうえ新たな遺構が発見されれば合わせて適切に保存いただくこと等、具体的な要望をさせていただきました。その後、養生所跡地については、保存方法・活用などに関して当方の要望を踏まえながらご対応いただいておりますことにお礼申し上げます。

さて、医学所及び分析竊理所跡地については、このたび追跡調査により新たに分析竊理所遺構が発見されたことを受け、改めて遺構保存に関する新たな要望書を提出させていただくことといたしました。

平成 29 年 5 月 31 日に遺構の追加調査の結果を市担当者よりご説明いただきましたが、その時は、旧佐古小学校校舎の位置にあった「医学所」、校庭の位置にあった「分析竊理所」については試掘を行ったものの関連遺構は残っていないとの報告でありました。その後、6 月 15 日に医学部長ら長崎大学側関係者により市側立ち合いのもと現場視察を行った際に、分析竊理所跡についてはこれまで市側が行ってきた位置とは異なる試掘箇所を提案し了承いただきました。この新たな試掘調査に関する市側からの結果報告会が、先般 9 月 5 日に長崎大学にて行われ、学長、副学長、病院長、医学部長らに対して、分析竊理所の礎石の部分が新たに発見されたこと、この分析竊理所跡地を市指定史跡の追加指定範囲とすることなどが報告されました。

しかしながら、一方で小学校校舎建設に向けて来る 10 月から当該場所における杭工事が

開始される予定であると聞き及んでいます。教育関連の公共工事という点で計画を急ぐ長崎市の立場は一定理解できるものの、長崎大学としては、今回の新たな遺構の発見によりこれまでとは異なる対応を今後講じる必要が生じたものと認識しており、以下の事項について要望させていただきます。

- 1) 杭工事を延期し、分析竊理所遺構及び解剖室推定地の全面的な発掘調査を行うとともに、その遺跡としての価値について十分な検討を行う。
- 2) 既に発掘された分析竊理所遺構や解剖室推定地を含めて、保存対応を協議する。その際、養生所遺構と同様に見える形での現地保存・活用の可能性も検討する。

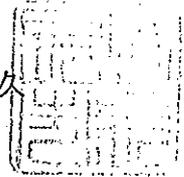
以上、ご考慮賜れば、幸甚です。

長文財第 189 号
平成 29 年 9 月 29 日

長崎大学

学長 片 峰 茂 様
医学部長 永 安 武 様

長崎市長 田 上 富 久



分析究理所、医学所を含む養生所遺構の調査、保存、活用について

長崎（小島）養生所跡遺構の調査とその保存・活用につきましては、これまで貴重なご意見・ご要望、ご助言を賜り、大変有難く、感謝申し上げます。

平成 29 年 9 月 12 日にご要望をいただきました点につきまして、次のとおりお答えいたします。

1 分析究理所遺構及び解剖室推定地の全面的な発掘調査及び遺跡の価値の検討について

分析究理所に関する遺構につきましては、今年 5 月に行った校舎解体工事に伴う学芸員の立ち合いにより、西側敷地ラインに残る石垣の一部を発見し、7 月終わりから 8 月末までに実施した発掘調査では、南側に残る建物の礎石及び雨落ち溝（排水溝）が出土しました。

また、9 月の初旬から 25 日にかけては、追加調査として、分析究理所敷地のライン及び分析究理所や解剖室、医学所に関し、遺構が残る可能性がある場所について、全面的な発掘調査を行い、併せて、これまでの試掘調査により、遺構が残る可能性が無いと思われる場所についても、さらに広く掘削し、掘削の結果、地山が検出されるなど、その確証が得られるまで調査しております。

この追加調査は、長崎医学校時代の寄宿舍や校務所等も対象に加え、広範に実施いたしました。それらの遺構は残っておらず、結果として、分析究理所敷地の南側及び北側のラインに残る石垣の一部を新たに発見し、南側の敷地内では、破壊された石段の一部が出土したものの、解剖室に関する遺構はありませんでした。

遺構が残る校舎・グラウンド側敷地の一部につきましては、今後、市の史跡に加えることも検討し、保存・継承を図っていきたいと考えています。

2 既に発掘された分析究理所遺構や解剖室推定地を含めた保存対応等について

発掘調査において、解剖室に関する遺構は発見されておりませんが、分析究理所に係る遺構については、次のとおり取り扱うことといたします。

(1) 分析究理所周囲の石垣等

敷地西側に連なる石垣の多くは埋め戻して現状保存しますが、新校舎建設の支障となる部分については、記録保存（3Dデータによる保存を含む）を前提に、必要最小限の解体を行い、石材は保管することといたします。

また、9月の追加調査で発見された敷地南側及び北側のラインに残る石垣の一部及び南側の敷地内で出土した石段の一部については、西側の遺構と同様に新校舎建設の支障となる多くの部分を記録保存（3Dデータによる保存を含む）とし、取り除きますが、石材は保管することといたします。

(2) 分析究理所建物に係る礎石及び雨落ち溝

遺構を現状のまま露出展示することは困難であり、現状保存が可能な部分は埋め戻しますが、新校舎建設に伴い、取り除かなければならない部分については、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管することといたします。

遺構に関しては、3Dデータをもとに適度に縮小したレプリカを作成し、体育館に併設する予定である展示室内での展示などを含め、効果的な見せ方について、長崎大学と協議させていただきます。

これまでの調査で、石垣や建物の礎石等が発見されたことにより、かつて存在した分析究理所やその敷地の正確な位置が判明し、史跡とする範囲の確定にもつながったものと考えています。

これらの遺構の展示のあり方につきましては、長崎大学と協議の場を設け、学校教育や市民の学びの場、観光客の観覧に供することができる展示を検討し、遺構と学校が併存できるよう取り組んでまいります。

なお、学校建設につきましては、地域住民の方々等で構成する統廃合協議会で長い時間をかけて協議を重ね、子どもたちの教育環境を考慮した結果、旧佐古小学校の場所に決定したものです。校舎の老朽化が進んでおり、一日も早く子どもたちの安全安心な学校生活を送れるよう学校建設を推進する

ことも、果たすべき重要な責務であると考えております。

教育委員会の判断をふまえ、長崎市といたしましては、出土した遺構の精一杯の保存に努めながら、埋蔵文化財の保護と学校建設の両立を図ってまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 9 月 30 日

長崎市長
田上 富久 様

長崎大学
学 長 片 峰

医学部長 永 安



小島養生所遺構に関する長崎大学からの要望書に対する市側の回答を受けて

小島養生所遺構の追加調査に関しまして、これまで当方の意見を踏まえながらご対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、9月5日に開催されました試掘調査に関する市側からの結果報告会において、それまで保存、活用が協議されていた養生所北棟の遺構以外に新たに「分析窮理所跡」が発見されたことを受け、遺構保存に関する新たな要望書を9月12日付で学長、医学部長の連名で提出させていただきました。

その中で、1)杭工事を延期し、分析窮理所遺構の全面的な発掘調査を進め、その文化財としての価値を適切に評価すること、2)分析窮理所跡や既に発掘された解剖室跡を含めて養生所遺構と同様に見える形での保存の可能性も含めた対応を協議すること、の2点を要望とさせていただきました。

その後に行われました分析窮理所遺構の全面的な発掘調査につきましては短期間に迅速にご対応いただきましたことに感謝しております。

このたび9月29日付で市側の回答書を拝受すると同時に、教育委員会の方より調査結果を受けて行われました9月28日の文化財審議会による協議を受けて出された教育委員会の決定に関しまして、その経緯と内容をご説明いただきましたが、長崎大学としましては、前回の要望内容に照らして、以下の疑問点が残りました。29日夜には、NHKが「文化財審議会が、新たな遺構は残すべき価値があると判断した」と、当方への説明とは若干異なるニュアンスで報道しておりました。

- 1) 文化財審議会において、分析窮理所遺構の文化財としての評価が行われたと思っておりますが、実際にはその審議内容及び結論はどのようなものであったのか。
- 2) 分析窮理所遺構の現地において見える形での保存の可能性について検討していただ



いたのか。その検討内容はどうかであったのか。その上で、3Dデータによる記録保存を中心とした保存方針を結論するに至った経緯はどうかであったのか。

本学としては、分析窮理所遺構保存の方針の最終決定は長崎市の専権事項であり、長崎市におかれましては、文化財としての価値あるいは長崎大学の要望のみならず学校教育推進等の多様な観点から総合的に判断されるものと理解しております。また、養生所遺構を含めて今後の遺構保存・活用に関して、長崎大学として積極的に協力する意思に変更はありません。その上で、上記疑問点に関してご説明いただくと同時に、本学関係者が遺構の保存と活用、さらには価値の向上にご協力できる機会を賜れば幸甚です。

長崎大学との協議結果の概要

日時：平成29年10月11日 18:00~19:10

場所：長崎大学会議室

出席者：長崎大学

学長、医学部長、病院長 ほか5名 計 8名

長崎市

教育長、教育総務部長、施設課長、文化観光部長、文化財課長

まちづくり部理事、建築課長 ほか2名 計 9名

1 協議趣旨

- ・9月30日付、長崎大学から、「分析究理所遺構保存の方針の最終決定は長崎市の専権事項であり、長崎市においては、文化財としての価値、あるいは長崎大学の要望のみならず学校教育推進等の多様な観点から総合的に判断されるものと理解している。また、養生所遺構を含めて今後の遺構保存・活用に関して、長崎大学として積極的に協力する意思に変更はない。そのうえで、疑問点に関して説明いただきたい。」との「小島養生所遺構に関する長崎大学からの要望書に対する市側の回答を受けて」の文書が長崎市長あてに提出された。
- ・疑問点について説明し、理解を求めるもの。

2 主な協議内容

次の2つの疑問点について、長崎市文化財審議会における別添資料の遺構の出土状況や図面等による説明を含む審議経過に基づき回答した。

- (1) 文化財審議会において、分析究理所遺構の文化財としての評価が行われたものと思うが、その審議内容及び結論はどのようなものであったか。
- (2) 分析究理所遺構の現地において見える形での保存の可能性について検討していただいたのか。その検討内容はどうかであったのか。その上で3Dデータによる記録保存を中心とした保存方針を結論するに至った経緯はどうかであったのか。

3 協議結果

- ① 分析究理所遺構の現地において見える形での保存ができないか要望があった。
- ② 長崎大学側は、遺構の保存、活用について長崎市と長崎大学が協議する場を今後設けることを確認した。

6 地域からの要望等

(1) 仁田佐古小学校新校舎の早期建設着工に関する要望書

長崎市長 田上 富久 様

仁田佐古小学校新校舎の早期建設着工に関する要望書

私達、仁田佐古小学校区域に住む地元自治会は、平成22年2月から平成28年4月の旧仁田小学校の校舎を活用した仁田小学校と佐古小学校の統廃合による仁田佐古小学校の開校まで、6年間にも及ぶ長い時間を要してきました。

この間、何回もの、保護者、地域の代表者と議論を交えました。

その議論の結果は、新しく建設される小学校は、敷地の形状、校地面積等を考え、子どもたちが、健やかに、伸びやかに、また安全に学校生活を送ることができるのは、3つの敷地に分かれている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校がいいと考え、旧佐古小学校跡ということになりました。

協議においては、旧佐古小学校は、その校歌に、「医学部ありし ゆかりの地」と唄われていること、「旧佐古小学校の跡地は、医療活動の前身に関すること、日本の医学者が集まってきた場所でもあり、そこに記念館を併設して学校を建てることができたら、子どもたちを叱咤激励して向学意欲を高めることができる。」「歴史的な重要なものも取り入れながら建設を検討してほしい。」等の意見も議論のなかで交わされ、旧佐古小学校跡地が適地であるとの結論に至ったものです。

このようななか、長崎市による文化財発掘調査により、旧佐古小学校の体育館敷地においては我が国における西洋医学発祥の地とも言われる小島養生所跡の遺構や、グラウンド側敷地においては、分析究理所に関する遺構等が新たに発見されております。

私たち懇話会としましては、遺構の価値があれば、残せるものはしっかり残していただくとともに、市民が見てわかるような展示、西洋医学発祥の地で学ぶという意義を子どもたちが理解できるような展示をしていただくなど、子どもたちが夢を持って学べるよう遺構と学校の共存共栄を検討しつつ、予定どおり学校建設を進めてほしいと願っております。

小島養生所等の遺構については、地域にとりましても重要な遺構であると考えておりますが、一方で現在の仁田佐古小学校は老朽化に加え、耐震化工事も施していないことから、子どもたちが一日も早く安全安心な学校生活を送れるよう教育環境の整備を進めていただく必要があります。

当初の新校舎の開校は、教育委員会からの説明によれば、平成31年4月を予定しておりましたが、文化財発掘の関係などの理由により9か月遅れの平成32年1月の3学期開校を目指すとの説明がっております。せめて6年生が新しい校舎で卒業式を迎えられますよう、早急な新校舎建設の着手について特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



平成29年10月2日

仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会会長
大浦中学校区青少年育成協議会 会長 山口 司



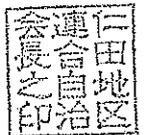
仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会副会長
大浦中学校 PTA 会長 桑原 亜矢



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
佐古地区連合自治会 会長 山口 広助



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
仁田地区連合自治会 会長 西川 和人



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
仁田地区連合自治会 副会長 柿田 修也



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
十善寺地区連合自治会 会長 八木 一郎



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
十善寺地区連合自治会 副会長 山下 力



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
西小島1丁目自治会 会長 山口 毅



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
館内町東部自治会 会長 河原 廣行



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
館内町西部自治会 会長 小嶺 重徳



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員
西小島中之切自治会 会長 峯 秀明



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員

西小島上の切自治会 会長 杉本 信幸



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員

稲田町一之組親交会 会長 山本 耕



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員

稲田町3の組自治会 会長 上田 宏次



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員

仁田佐古小学校 PTA 会長 馬渡 奈々



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員

放課後児童クラブ「さくらんぼクラブ」 事務局 稲田 純子



仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会委員

放課後児童クラブ「さくらんぼクラブ」 支援員 白川 加奈美



(2) 仁田佐古小学校新校舎建設に係る仁田佐古小学校PTAによるアンケート結果

平成29年10月5日

PTA 会員様

長崎市立仁田佐古小学校
PTA会長 馬渡 奈々

アンケートのお願い
～仁田佐古小学校新校舎建設について～

日頃よりPTA活動にご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、仁田佐古小学校は現在、旧仁田小学校の施設を仮校舎として使用し、旧佐古小学校跡地に新校舎を建設する予定であります。先日より旧佐古小跡地にて小島養生所等の遺構の一部が発見され、市民団体などから保存を求める声も上がってきています。

つきましては、いま現在、そして今後も子どもたちを学校へ通わせる保護者のみなさまへ、校舎建設にかかる事案につきましてのご意見をお聞きしたいと考えております。これまでの「校舎等建設計画地域懇話会」の経緯については、別紙に記載しておりますのでご参照ください。

お忙しいところ申し訳ありませんが、10月11日(水)までに全員の提出をお願いいたします。

※下の回答欄にご記入いただき、切り取り後、このプリントが入っていた封筒に入れて担任に提出ください。

—————き り と り—————

10月11日(水) しめきり

※上のお子様の学級へ提出してください。

どちらかに○をお願いします。

- () 計画どおり、新校舎と遺構を併存したかたちで、旧佐古小跡地への新校舎建設を進めてほしい。
- () 計画を見直し、旧佐古小で発見された遺構を保存してほしい。
- () わからない

() 年 () 組 児童氏名 _____

保護者(会員)氏名 _____

仁田佐古小学校新校舎建設にかかるアンケート結果

(全校集計分)

世帯数	提出数	計画通り建設	計画の見直し	分からない	未記入
232	202	157	14	29	2
割合	87.1%	77.7%	6.9%	14.4%	1.0%

※全世帯数 232世帯

第6回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会の主な内容

去る9月29日（金）19時から、仁田佐古地区ふれあいセンターにおいて、「第6回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」が開催されました。

1 議題

- ・仁田佐古小学校校舎等建設事業の進捗状況について

2 議会陳情に対する市の見解の概要について

9月議会に「長崎の自然と文化を守る会」ほか2団体から養生所・医学校等遺跡の保全と活用に関する陳情が提出された。

陳情に対する市の見解については次のとおり。

(1) 校舎の建設

- ・佐古小学校及び仁田小学校の新設統合による新校舎の場所の決定については、地元協議の中で、「旧佐古小学校の跡地は、医療活動の前身の活動を行ってきた場所であり、そこに学校を建てることで、子どもたちの向学意欲を高めることができる」とのご意見をいただくとともに、敷地の状況等から適地は旧佐古小学校跡地と決定した。
- ・地元住民と長い時間をかけて協議を重ね、地域や保護者からは、子どもたちの安全安心な学校生活を送れるよう1日も早い新校舎建設が求められている。

(2) 養生所遺構（旧佐古小学校の体育館側敷地から出土）

- ・遺構の展示のあり方について、長崎大学と協議の場を設け、学校教育や市民の学びの場、観光客の観覧に供することができる展示を検討し、遺構と学校が併存できるよう取り組んでいく。

(3) 文化財保護の取り組み

- ・旧佐古小学校の体育館敷地を文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地とするとともに、出土した遺構については、長崎市の史跡に指定している。

(4) 医学所、分析究理所（旧佐古小学校の校舎側敷地から出土）

- ・調査により出土した分析究理所周囲の石垣の基礎部分や、分析究理所に係る礎石などの遺構については、やむを得ず取り除かなければならない遺構は、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管する。

(5) 国の史跡指定等

- ・文化庁などと協議してきた経過等をふまえると、国の史跡指定や世界遺産登録は困難であると判断しており、市の史跡として、適切な方法により保存・継承を図っていきたい。

3 協議結果

- ・懇話会会長から「遺跡の価値は理解しているが、学校建設が遅れれば、子どもたちに影響が出る。懇話会として、計画通り学校建設を推進したい。」との提案があった。一部の委員からは、「歴史的な価値を考えれば遺構は残すべき」との意見はあったものの、懇話会の総意としては、遺構はできる限り保存したうえで新校舎と併存し、早期の学校建設を推進してほしいとのことであった。
- ・懇話会として、早期の学校建設を求める要望書を長崎市及び市議会に提出することを決定した。

（※10月2日付で要望書提出済。裏面参照）

7 その他団体からの要望等（参考資料添付）

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
H29.2.3	長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書	九州考古学会会長 小池 史哲	<p>1. 遺構について、少なくとも学術的価値が確定するまで現状保存すること。</p> <p>2. 国や県などの文化的関係部局の指導を仰ぎ、調査に当たっては指導委員会等を設置し、具体的な保存計画を策定すること。</p> <p>3. 関連遺構を含めた施設の全体像を明らかにし、調査過程で説明会を開催して成果を公表すること。</p> <p>4. 小島養生所跡・医学跡を適切に保存し、整備、公開、活用を図ること。</p> <p>（回答：3月8日）</p> <p>1. 周知の埋蔵文化財包蔵地である「小島養生所跡」については、遺構に影響がない形で適切な保存を行う。</p> <p>医学所、分析究理所等跡地については、遺跡は残存していない可能性が高いと判断している。</p> <p>ただし、既存校舎解体時および新校舎建設時の工事施工部分については、学芸員の立会いのもと、慎重な掘削を行う予定である。</p> <p>2. 小島養生所跡関連遺構の価値については、保護措置として、より規制が厳しい市指定文化財を目指すこととする。</p> <p>3. 「小島養生所跡」の発掘調査結果については、調査の終了後、埋蔵文化財発掘調査報告書として刊行し、一般に公開する。</p> <p>4. 保存については、体育館建設地において「養生所遺構」の一部について露出展示を行い、その他の遺構は、埋戻し保存を行ったうえで、遺構に影響がない形で学校建設を進める。</p> <p>活用については、遺構と学校との併存を図る中で、学校教育や市民の学びの場、観光客の観覧に供することができる展示を検討する。</p>
H29.2.14	長崎市小島の養生所/（長崎）医学校の遺跡の調査と保存と活用	養生所を考える会 代表 池知 和恭	<p>・上位期間又は文化庁による正式な指導・助言のもとでの調査と保存計画の推進</p> <p>・市の文化財審議会、考古学や建築学、近</p>

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
	に関する要望書		<p>代医学史などの複数の専門化を招いて組織する調査指導委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査指導委員会のもとでの調査と保存計画の推進 <p>(回答：3月8日)</p> <p>2月20日分と併せて回答</p>
H29.2.19	長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望書	日本医史学会理事長 小曾戸 洋 洋学史学会会長 沓澤 宣賢	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎と体育館の解体工事を中止し、専門家による調査指導委員会を立ち上げ、その指導の下での調査解明 ・体育館や校舎を建てずに全て残していただくこと。 ・文化庁の指導を仰ぎ、養生所等の全体像を調査し、総合評価し、史跡指定の申請を文部科学大臣にさせていただくこと。 ・遺構群の保存と活用のあり方について、専門家による委員会を設け、市民に公開しながら検討すること。 <p>(回答：3月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小島養生所跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地として、遺構に影響がない形で適切な保存を行う。 ・医学所、分析究理所等跡地については、遺跡は残存していない可能性が高いと判断している。 <p>ただし、既存校舎解体時および新校舎建設時の工事施工部分については、学芸員の立会いのもと、慎重な掘削を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の影響が及ぶ敷地周囲の石垣についても、調査を行う。 ・小島養生所跡関連遺構の価値については、保護措置として、より規制が厳しい市指定文化財を目指すこととしている。 ・保存については、体育館建設地において「養生所遺構」の一部について露出展示を行い、その他の遺構は、埋戻し保存を行ったうえで、遺構に影響がない形で学校建設を進める。 ・活用については、遺構と学校との併存を図る中で、学校教育や市民の学びの場、観

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
			<p>光客の観覧に供することができる展示を検討する。</p>
H29.2.20	<p>長崎市小島の養生所/ (長崎)医学校の遺跡 の土壌汚染に関わる 見解と要望について</p>	<p>養生所を考える会 代表 池知 和恭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係地域の土壌の汚染に対する原状回復に向け、関連事業について適切で速やかな対策の要望 (回答(2月14日分も含む):3月8日) ・小島養生所跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地として、遺構に影響がない形で適切な保存を行う。 ・医学所、分析究理所等跡地については、遺跡は残存していない可能性が高いと判断している。 ただし、既存校舎解体時および新校舎建設時の工事施工部分については、学芸員の立会いのもと、慎重な掘削を行う予定である。 ・工事の影響が及ぶ敷地周囲の石垣についても、調査を行う。 ・小島養生所跡関連遺構の価値については、保護措置として、より規制が厳しい市指定文化財を目指すこととしている。 ・保存については、体育館建設地において「養生所遺構」の一部について露出展示を行い、その他の遺構は、埋戻し保存を行ったうえで、遺構に影響がない形で学校建設を進める。 ・活用については、遺構と学校との併存を図る中で、学校教育や市民の学びの場、観光客の観覧に供することができる展示を検討する。 ・土壌汚染の調査については、法的な調査義務はないが、地元住民との協議会において、土壌汚染を危惧するご意見をいただいたので、どのような調査ができるのか、専門家の意見を聞いて検討したい。
H29.7.12	<p>養生所・長崎医学校等 遺跡の保全に関する 公開質問</p>	<p>長崎の自然と文化を 守る会 会長 鮫島和夫</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 養生所・長崎医学校等遺跡の歴史的価値の認識について 2. 統合した小学校を養生所・長崎医学校等遺跡のある旧佐古小学校に建設することの合理性について

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
			<p>3. 養生所・長崎医学校等遺跡の全面保存と復元などの利用可能性について (回答：7月28日)</p> <p>1. 小島養生所跡関連遺構の価値については、保護措置として、より規制が厳しい市指定文化財を目指すこととし、6月5日付けで「長崎(小島)養生所跡」として長崎市の史跡に指定している。</p> <p>・医学所や分析窮理所があったと推定される旧校舎部分については、旧校舎の解体に伴う掘削時に学芸員による立ち合いを行ったところ、建物等の遺構ではないが、周囲の石垣の基礎部分が一部発見されたため、その範囲も市の史跡に加え、指定範囲を拡大するなど、長崎市文化財審議会のご意見も踏まえて対応することとしている。</p> <p>2. 新校舎の位置につきましては、子どもたちの教育環境を考慮し、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地が円滑な学校運営ができるとして、適地は旧佐古小跡地と決定した。</p> <p>このような結論に至るまでには、地元の皆様方と6年間にも及ぶ長い時間をかけて協議を重ねてきたものであり、地域や保護者の皆様からは、校舎の老朽化が進んでいるため、一日も早い新校舎建設が求められている。</p> <p>3. 学校建設にあたっては、体育館建設地において「養生所遺構」の一部を露出展示し、その他の遺構は埋め戻し保存を行うこととしており、遺構展示のあり方については長崎大学と十分協議を行い、学校教育や市民の学びの場、また、観光客の観覧に供する場として、遺構と学校が併存できるようにしたい。</p> <p>長崎(小島)養生所の遺構については、長崎大学と連携し、効果的な展示方法等について検討していく。</p>

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
H29.8.16	養生所・長崎医学校等遺跡の保全と活用に関する要請	長崎の自然と文化を守る会 会長 鮫島和夫	<p>I. 緊急の要請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旧佐古小学校跡地の敷地全体の学術調査と適宜に市民へ公開すること。 2. 早急に地元説明会を開催し、史跡の重要性と小学校建設を仁田小跡地へ変更する合意を図ること。 3. 佐古小跡地建設の前提条件とされる道路拡幅や外周道路建設作業を中止すること。 <p>II. 活用方向の要請</p> <p>養生所等遺跡の敷地全体の文化財指定と保全、建物等を施設整備の時期に配慮し、復元を図ること。</p> <p>(回答：8月30日)</p> <p>I-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧体育館敷地における調査状況については、佐古小学校・仁田小学校統廃合検討協議会による現地見学会を開催し、視察していただいた。 ・この旧体育館敷地の範囲については、長崎市の史跡に指定しているところである。 ・現地では、旧校舎周辺及び旧グラウンド敷地を含め、工事の進捗に伴う立会いや発掘調査を実施しているが、それらの成果については、長崎市文化財審議会や長崎市議会、また、地域の皆様にも、機会を捉えて報告したい。 <p>I-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新校舎の位置につきましては、子どもたちの教育環境を考慮し、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地が円滑な学校運営ができるとして、適地は旧佐古小跡地と決定した。 ・このような結論に至るまでには、地元の皆様方と6年間にも及ぶ長い時間をかけて協議を重ねてきたものであり、地域や保護者の皆様からは、校舎の老朽化が進んでいるため、一日も早い新校舎建設が

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
			<p>求められている。</p> <p>I-3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧佐古小学校の外周道路の整備につきましては、学校の建て替えを契機に地域の防災性の向上や地域のまちづくりの観点から、学校用地を活用し、緊急車両等が通行できる周回道路を整備していきたい。 ・仁田佐古間の道路につきましては、仁田中央公園側に拡幅し、幅員6.5mの道路を計画しており、用地買収が完了したところから順次道路拡幅を行い、工事車両等の通行に活用していきたい。 <p>II. 旧体育館敷地の範囲を市の史跡に指定する一方で、旧校舎や旧グラウンドを含む敷地全体について、周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に登載し、開発等に際して発掘調査を行うなど、その保護に努めている。</p> <p>学校建設にあたっては、体育館建設地において遺構の一部を露出展示することとしており、展示のあり方については長崎大学と十分協議し、学校教育や市民の学びの場、また、観光客の観覧に供する場として、遺構と学校が併存できるようにしたい。</p> <p>長崎（小島）養生所の遺構については、長崎大学との連携のもと、当時の状況をイメージできる効果的な展示を目指す。</p>
H29.9.15	養生所・長崎医学校等遺跡の保全と旧佐古小学校跡地への学校建設の中止を求める緊急要請	<p>長崎の自然と文化を守る会 会長 鮫島和夫 養生所・医学所・分析窮理所遺跡の保存を求める佐古・仁田地区有志の会 代表 高橋 正行 養生所を考える会 代表 池知 和恭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧佐古小学校跡地への仁田佐古小学校建設工事及び外周道路拡幅工事の中止 ・養生所・医学所・分析窮理所等の遺跡全体の学術調査を実施し、市民に遺跡の全貌を明らかにすること。 ・住民との協議のやり直し ・教育環境の早期整備という住民の要求は、旧仁田小学校跡地等への校舎建設で応えること。 <p>遺跡の破壊がなく、早期に対応できる。 (回答：9月13日に同団体からの陳情に</p>

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
H29.9.27	市政に対する緊急申し入れ	<p>くらしと地域を考える長崎市民の会 代表委員 吉田省三</p>	<p>対し市の見解を述べている)</p> <p>小島養生所等遺跡の全面調査と保全に転換すること</p> <p>①遺跡全体の学術調査の実施、市民に遺跡の全貌を明らかにし公開すること</p> <p>②旧佐古小学校への仁田佐古小学校建設工事及び外周道路拡幅工事を直ちに中止し、これ以上の遺跡の破壊をやめること</p> <p>③1933年旧法による申請時の「西洋医学発祥地遺跡」、幕末から明治にかけての遺跡の全体を一体的に調査し保存すること</p> <p>④原点にもどって住民との協議をやり直すこと</p> <p>⑤教育環境の早期整備という住民の要求には、旧仁田小学校跡地等への校舎建設で応えること</p> <p>⑥「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定の範囲を旧体育館敷地から、分析窮理所等の遺構が発見された旧佐古小学校跡地全体に拡大すること</p> <p>⑦埋蔵文化財専門職員を増やすなどにより長崎市の埋蔵文化財保護行政の水準を引き上げること。</p> <p>⑧小島養生所等遺跡の完全保存は、日欄友好のために重要と考える。</p> <p>(回答：10月27日)</p> <p>①全面的な発掘調査を行った。その調査結果については、今後、機会を捉えて公開したい。</p> <p>②、④、⑤</p> <p>・新校舎の位置については、子どもたちの教育環境を考慮し、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地が円滑な学校運営ができるとして、適地は旧佐古小跡地と決定した。</p> <p>・このような結論に至るまでには、地元の皆様方と6年間にも及ぶ長い時間をかけて協議を重ねてきたものであり、地域や保護者の皆様からは、校舎の老朽化が進</p>

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
			<p>んでおり、耐震化工事も施していないことから、子どもたちの安全安心な学校生活を送れるよう、一日も早い新校舎建設が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外周道路の整備につきましては、学校の建て替えを契機に地域の防災性の向上や地域のまちづくりの観点から、学校用地を活用し、緊急車両等が通行できる周回道路を整備していきたい。 ・文化財保護と学校建設を教育行政として両立させるためにも、出土した遺構は精一杯の保存に努めてまいりたい。 <p>③平成29年9月末までに小島養生所跡をはじめ、遺跡全体を一体的に調査したところであり、保存の方法については現在検討中である。</p> <p>⑥長崎市の史跡指定の範囲拡大については、長崎市文化財審議会の意見を踏まえ、今後、遺構と文献資料によって検討することとしている。周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲については、すでに平成29年7月に旧佐古小学校跡地全体に拡大している。</p> <p>⑦現在、文化財課に所属する4名の学芸員が埋蔵文化財発掘調査等の業務に携わっており、今後も人材育成や採用などの対応を適時・適切に行い、必要な体制を確保する。</p> <p>⑧小島養生所等遺跡の保全に対する長崎市の考えは先にお示ししたとおりである。</p> <p>今回の姉妹都市提携を機に、多くの皆様が紡いできたライデン市との友好及び交流関係を一層深めることに努めるとともに、日蘭両国の親善に貢献していきたい。</p>
H29.10.25	分析窮理所遺構の調査、保存、活用についての要望書	長崎大学薬学部長 黒田直敬 長崎大学薬学部同窓会長 山中国暉	<ul style="list-style-type: none"> ・分析窮理所遺構の現地における見える形での保存・全面的な調査の要望 ・分析窮理所及び小島養生所に係わった功績者に関する当時の写真や遺構の資料を展示する資料館を現地に建設するなど

日付	文書名	要望者	要望内容等とその回答
			<p>活用し、長崎が近代の自然科学・薬学や医学の発展に果たした役割やそれに対するオランダの貢献と感謝の意を国内外に発信してほしい。</p> <p>(現時点では回答していない)</p>
H29.12.1	長崎市分析究理所の保存に関する要望書	九州考古学会会長 小池 史哲	<ul style="list-style-type: none"> ・西側石垣、建物礎石等、石段及び敷地石垣の保存を要望する。 ・遺構残存地区を追加指定して、遺跡全体の恒久的な保存を実現すること。 <p>(現時点では回答していない)</p>
H29.12.4	長崎市旧佐古小学校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望書	日本薬史学会 会長 折原裕	<ul style="list-style-type: none"> ・養生所・医学所・分析究理所等遺跡の完全保存と小学校建設に際して旧佐古小学校跡地ではなく、別の場所での建設の検討 <p>(現時点では回答していない)</p>
H29.12.8	養生所等遺跡の完全保存についての要望書	学校法人順天堂 理事長 小川秀興 順天堂大学学長 新井一 順天堂大学医学部長 代田浩之 日本医史学会前理事長 酒井シヅ 日本医史学会理事長 坂井建雄	<ul style="list-style-type: none"> ・近代西洋医学発祥の地である養生所・医学所・分析究理所・長崎医学校等遺跡(養生所等遺跡)の完全保存 ・旧佐古小学校への仁田佐古小学校建設工事及び外周道路拡幅工事の中止し、長崎医学校時代の石垣の完全保存並びに解体された石垣の原状回復 ・養生所等遺跡の価値評価に適切な専門家からなる調査委員会の指導による十分な調査 ・養生所等遺跡の調査終了後、医療関係者の意見も聴取し、同遺跡の保存と適切な活用 <p>(現時点では回答していない)</p>
H29.12.12	養生所等遺跡の完全保存について要望書	日本医師会長 横倉義武 長崎県医師会長 蒔本恭 長崎大学医学部長 永安武	<ul style="list-style-type: none"> ・近代西洋医学発祥の地である養生所・医学所・分析究理所・長崎医学校等遺跡(養生所等遺跡)の完全保存 ・養生所等遺跡の完全保存に影響のある工事の見直し ・養生所等遺跡の価値評価に適切な日本国内やオランダの各分野の専門家からなる調査委員会の指導による十分な調査 ・養生所等遺跡の調査終了後、医療関係者の意見も聴取し、同遺跡の保存と適切な活用 <p>(現時点では回答していない)</p>

8 長崎市の不実記載文書の回覧要請に抗議し撤回を求める文書等

2017年11月6日

長崎市長 田上富久様

長崎市の不実記載文書の回覧要請に抗議し撤回を求める



養生所等遺跡の完全保存を実現する市民の会
代表世話人

高橋正行(元佐古小学校育友会会長)

鮫島和夫(元長崎総合科学大学教授)

相川忠臣(長崎大学名誉教授)

連絡先: 長崎市筈町2-35 高橋正行

電話: 095-822-8757

長崎市は、「仁田佐古小学校区の皆様」を宛先とし、「回覧 長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画について(お知らせ)」と題する書面(以下、回覧)を、仁田佐古小学校区の自治会長に送付し住民に回覧するよう求めている。回覧は、長崎市教育委員会 施設課長を含む課長および室長6名の連名で発出されている。

回覧の内容が、9月29日に開催された長崎市立仁田佐古小学校 校舎建設計画地域懇話会(以下、懇話会)の審議の概要を住民に告知するものであるにもかかわらず、回覧の作成者が、懇話会の会長ではなく長崎市であることに対して、また回覧内容が事実と反することに対して、回覧の要請を受けた自治会長の間で困惑が広がっている。

当会はこの問題を重視し、11月2日に開催した世話人会で回覧の性格および内容を検討した。以下の結論を得たので問題点を指摘するとともに長崎市に対して抗議し回覧の撤回を求める。

回覧には、およそ以下のような事実と異なる記載および必要な説明事項の欠落がある。

1. 住民の代表組織の協議を、住民代表に代わって住民に告知する資格は長崎市にはない

回覧は、9月29日に開催された懇話会の協議の結果を、行政にとって都合のよいように改竄し(と言って悪ければ、要約し)、長崎市の6つの課・室の長が連名により権威をつけ公文書として住民に周知させるものであり、行政が推進したいと考える施策を、住民代表による懇話会という住民代表の名を騙って宣伝するものである。今回の回覧要請について、自治会は行政の下請機関ではないという批判が自治会長の間から出ているのは当然のことであろう。回覧の連名の発出者が職位だけを記載し無記名であることは、公文書としては異常であり怪文書の類というべきである。

2. 「早期の学校建設を推進してほしい」は、懇話会の総意ではない

回覧記載の「懇話会の総意としては、早期の学校建設を推進してほしいとのことであった」は事実と反している。総意とは、文字どおり「すべての者の意見」である。9月30日付長崎新聞が伝える9月29日の懇話会の協議は、「委員は拍手で了承したが、一部委員は『歴史的な価値を考えれば遺構は残すべき。(推進は)全会一致ではない』と反対した。」である。

3. 文化財審議会は、分析究理所遺構等を「残すべき価値がある」と答申している(9月28日)

回覧の主たる目的のひとつは、分析究理所を含む養生所等遺構の価値を過小評価する見解をあたかも専門家の意見であるがごとく住民に印象づけることである。回覧は、「医学そのものについて直接的にあるいはそれを証明するダイレクトの資料とは若干離れた資料」とか「さほど珍しいものではない」という遺構に対する低い評価だけを紹介している。懇話会は9月29日に開催された。その前日の9月28日には、文化財審議会の審議が行われ、審議会は、分析究理所の調査結果を基に議論し「残すべき価値がある」とその評価を変化させた。それにもかかわらず、回覧の記述

は、9月14日の市議会での文化財審議会会長の従前の見解だけを引用し、最新の審議会の議論は説明されていない。たとえ懇話会の前日の審議会の議論であっても、回覧の連名の2番目に文化財課長が記されているのであるからこの事実を知らないはずはないだろう。

4. 杭工事の契約議案を継続審査とした理由として長崎大学との協議にふれていない

9月議会が杭工事契約議案を継続審査とした理由は、回覧が掲げる敷地全体の調査の結果を待つことのほか、長崎大学との協議がある。

5. 外周道路計画において、工事の前提である境界確定の手続が欠落している

道路工事をすすめる場合、道路幅の境界を確定することが必須である。長崎市の作成になる工程表においても道路の拡幅が前提になっているにも関わらず、実際の拡幅は、学校建設後に行われることとなる。市民の反対にもかかわらず強行されている外周道路の拡張においては、境界確定が行われていない。市民が実施する工事において長崎市は境界確定を厳しく求める一方、行政が主体となる工事においては境界確定は不要であるという二重の基準をつくることとなる。

6. 旧仁田小学校の跡地活用の説明は、住民の意見を聞かず一方的である

旧仁田小学校の跡地活用について回覧は、「地元からの要望もふまえながら、計画してほしいとの意見がだされた」と要約する。しかし回覧が、主な協議内容として記しているのは、資産経営室、みどりの課、道路建設課の一方的で、勝手な計画や検討事項であり、それらは、これから市議会での審議、都市計画決定などの手続を必要とするものである。それにもかかわらず、旧仁田小学校の跡地活用について長々と説明することは、それによって、住民に、「そこまで決まっているのであれば、反対の意見を言っても仕方がない」と思わせ、旧佐古小学校の跡地に新小学校を建設することに反対する意見を無力化し、条例制定請求署名運動に水をさすことがねらいである。

結論的に言うと、長崎市が作成し自治会に回覧を要請をした書面は、貴重な遺跡の上に小学校を早期に建設することが住民の総意であるということ、専門家が、養生所等遺跡は「さほど珍しいものではない」等の評価をしているという二つの誤った印象を住民に与えることを目的としている。それは、当会が10月23日から開始した養生所保全に関する住民投票条例制定請求署名を妨害することにつながるものである。条例制定請求署名の妨害について定める地方自治法第74条の4第2号は、「偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害」することを「四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金」をもって禁じている。当会は、地方自治法第74条にもとづく正当な条例制定請求の署名運動に対する長崎市の妨害・介入に厳重に抗議し、撤回を要求する。

回覧の撤回の申し入れにたいする長崎市の回答を11月10日までに求める。

平成 29 年 10 月

仁田佐古小学校区の皆様

長崎市教育委員会 施設課長
 文化観光部 文化財課長
 まちづくり部 建築課長
 理財部 資産経営室長
 土木部 土木企画課長
 中央総合事務所 地域整備 2 課長
 (公 印 省 略)

長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画について (お知らせ)

仲秋の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、仁田佐古小学校の学校運営につきまして、ご支援とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

去る9月29日(金)19時から、仁田佐古地区ふれあいセンターにおいて、「第6回長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画地域懇話会」が開催されました。

会議に先立ち、18時から新校舎建設予定地(旧佐古小学校校舎側敷地)において、文化財発掘調査の状況確認のため現地視察が行われました。

会議の主な概要は次のとおりです。

●議題

- 1 仁田佐古小学校校舎等建設事業の進捗状況について
- 2 旧仁田小学校の跡地活用について

●協議結果

1 仁田佐古小学校校舎等建設事業の進捗状況について

- ・懇話会会長から「遺跡の価値は理解しているが、学校建設が遅れば、子どもたちに影響が出る。懇話会として、計画通り学校建設を推進したい。」との提案があった。一部の委員からは、「歴史的な価値を考えれば遺構は残すべき。」との意見はあったものの、懇話会の総意としては、早期の学校建設を推進してほしいとのことであった。
- ・懇話会として、早期の学校建設を求める要望書を長崎市及び市議会に提出することを決定した。

2 旧仁田小学校の跡地活用について

- ・旧仁田小学校の跡地活用については、地元からの要望もふまえながら、計画して欲しいとの意見が出された。

●主な協議内容

1 仁田佐古小学校校舎等建設事業の進捗状況について

(1) 学校建設における旧佐古小学校校舎側敷地（分析究理所）の遺構等について

ア) 文化財調査の状況報告

- ・平成29年5月に西側敷地に石垣の一部を、7月終わりから8月末までに実施した発掘調査では、南側に残る建物の礎石及び雨落ち溝（排水溝）が出土した。9月の追加調査では、敷地南側及び北側の石垣の一部を発見し、南側の敷地内では、石段の一部が出土した。

イ) 9月議会における分析究理所の遺構等に関する文化財審議会会長の見解等

- ・医学そのものについて直接的にあるいはそれを証明するダイレクトの資料とは若干離れた資料。分析究理所があったということを示すための資料。
- ・これを完全に記録だけを取るのではなく、審議会委員の意見としては、レプリカをつくるなど、どこかに移築、もしくは保存するというような形をやっていいのではないか。
- ・「建物の礎石及び雨落ち溝については、現状保存が可能な部分は埋め戻すこととするが、新校舎建設に伴い、やむを得ず取り除かなければならない部分については、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管する。」という事務局案については、やむをえないだろうという形での結論に達している。
- ・出島との比較等について、発見されたということは歴史的には素晴らしいことだが、特徴が見られるかどうかということになると、それは当時においてはさほど珍しいものではない。

(2) 工事（杭工事）の請負契約議案について

- ・9月議会に杭工事の工事請負契約議案を提出していたが、9月末までの予定で実施していた敷地全体の遺構の発掘調査の結果を待って、今後の方針が決定するまで契約議案は継続審査となった。

(3) 外周道路と仁田佐古間道路拡幅の進捗状況について

- ・旧佐古小の外周道路は、4m道路に拡幅する予定で、西側の拡幅工事を施工中である。
- ・旧佐古小と旧仁田小の間の道路拡幅は、関係地権者の意向確認を行っている。

(4) その他

ア) 土壌汚染調査について

- ・旧佐古小学校校舎側敷地の（分析研究所が建っていた場所）1箇所を、6月から7月にかけて調査を実施した。結果は、基準値を超える特定有害物質は検出されず、「土壌汚染が存在する恐れがない土地」に該当するとの調査結果が出た。
- ・旧体育館側敷地については、9月から10月にかけて調査を実施している。

イ) 旧佐古小学校クスノキの2世について

- ・幹の一部からクスノキの芽が出ている。今後は、新校舎等の完成後、新たな場所に植えることとし、クスノキの植樹場所が決定するまで業者に苗木の管理等をお願いしている。

ウ) 旧佐古小学校のタイムカプセルについて

- ・旧校舎側敷地の文化財発掘調査の際、「昭和63年度卒業」と書かれたタイムカプセルが発見され、仁田佐古小学校に保管している。

2 旧仁田小学校の跡地活用について（資産経営室、みどりの課、道路建設課からの説明）

- ・仁田中央公園を仁田佐古間道路拡幅事業の代替地とするため、公園を現在の仁田保育所の場所に、保育所を現在の仁田佐古小学校の校舎の場所に移す計画である。また、現在の仁田佐古小学校の運動場については、東側に道路整備（市道中小島5号線）や道路事業の代替地として使用する計画である。
- ・仁田中央公園について、公園の規制がかかったままでは代替地に使用できないため、公園という枠をはずす必要があるが、公園という枠をはずした後も、代替地として使用するまでの間は市（10月1日から、地域整備2課）で管理し、地域住民の方々が見えるよう対応する。

現在の仁田佐古小学校の運動場は、学校が旧佐古小学校の方に移り、運動場を学校で使用しなくなった後は、現仁田保育所の場所に公園を整備するまでの過渡的な措置として、運動場を地域に使っていただく方向で検討したい。

- ・仁田保育所前の歩道整備は、現在の保育所の敷地を一部使った歩道整備は難しいため、公園整備の際に歩道を整備できないか検討したい。
また、交差点が変則で広く、危険であるため、学校の移転とあわせて交差点の改良ができないか検討したい。
- ・「旧仁田小学校の跡地活用については、地元からの要望もふまえながら、計画して欲しい。」といった意見が出された。

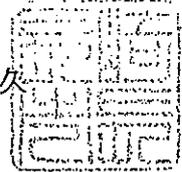
長教施第 63 号
平成 29 年 11 月 17 日

養生所等遺跡の完全保存を実現する市民の会

代表世話人

高橋 正行 様
鮫島 和夫 様
相川 忠臣 様

長崎市長 田 上 富 久



長崎市立仁田佐古小学校 校舎等建設計画に係る回覧文書について

佐古小学校及び仁田小学校の統廃合につきましては、平成 22 年から地元住民の皆様と協議を重ね、両校を廃止し、平成 28 年 4 月に新設統合いたしました。

新校舎の位置につきましては、旧佐古小学校の校歌に「医学部ありし ゆかりの地」とうたわれていること、地元協議の中で、「旧佐古小学校の跡地は、医療活動の前身の活動を行ってきた場所でもあり、そこに学校を建てることで、子どもたちの向学意欲を高めることができる」とのご意見をいただくとともに、子どもたちの教育環境を考慮し、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地が円滑な学校運営ができるとして、適地は旧佐古小跡地と決定しました。

このような結論に至るまでには、地元の皆様方と6年間にも及ぶ長い時間をかけて協議を重ねてきたものであり、地域や保護者の皆様からは、校舎の老朽化が進んでおり、耐震化工事も施していないことから、子どもたちの安全安心な学校生活を送れるよう、一日も早い新校舎建設が求められております。

学校建設にあたっては、体育館建設地において「養生所遺構」の一部を露出展示し、その他の遺構は埋め戻し保存を行うこととしており、遺構展示のあり方については長崎大学と十分協議を行い、学校教育や市民の学びの場、また、観光客の観覧に供する場として、遺構と学校が併存できるようにしたいと考えております。

このような中、平成 29 年 11 月 6 日付で提出いただきました「長崎市の不実記載文書の回覧要請に抗議し撤回を求める」に対し、次のとおり回答させていただきます。

1 住民の代表組織の協議を、住民代表に代わって住民に告知する資格は長崎市にはない

校舎等建設計画地域懇話会（以下「懇話会」という。）には、長崎市も参加し、公開された場で行っており、懇話会と協議のうえ、必要に応じて協議内容を地域の皆様にお知らせすることは当然のことと考えております。

これまでも懇話会と協議のうえ、平成 28 年 6 月には、事業の進捗状況及び事業スケジュールについて、平成 29 年 3 月には事業スケジュール及び小島養生所跡遺構の取扱いについての内容で、学校周辺の 7 自治会の会長及び仁田佐古小学校の保護者宛に回覧文書を送付させていただいております。

このようなことから、今回も同様に周知をしたところでです。

2 「早期の学校建設を推進してほしい」は、懇話会の総意ではない

懇話会としては、さまざまな論議を経て、大多数の意見を「総意」としてまとめられたものです。回覧文書には、一部の委員から「歴史的な価値を考えれば遺構は残すべき。」との意見があった点についても、記載しております。

なお、平成 29 年 10 月 2 日には、反対された団体の委員を除く懇話会委員の連名で「仁田佐古小学校新校舎の早期建設着工に関する要望書」が提出されております。

3 文化財審議会は、分析究理所遺構等を「残すべき価値がある」と答申している（9月28日）

9月28日の文化財審議会において、「追加調査により出土した遺構（敷地南側の石垣、石段及び北側の石垣）については、保存すべき価値がある。ただし、遺構を取り除いて建物を建てることについては、市で判断して決定すべき。」との審議結果が出されました。

この文化財審議会の審議結果については、いくつか確認が必要な内容が含まれていたため、翌日の地域懇話会で報告するまでには至っておりませんでした。

なお、その対応については、10月10日の文化財審議会で報告しております。

4 杭工事の契約議案を継続審査とした理由として長崎大学との協議にふれていない

9月議会の教育厚生委員会では、「長崎市文化財審議会が遺構調査を求めている部分についての調査結果を待ち、長崎大学からの要望に対する回答を整理するなど、今後の方針が定まるまで、杭工事の工事請負契約議案を継続審査とすべきである。」との意見により、継続審査となったものであります。

回覧文書は、懇話会の中で論点になった内容を中心に掲載したものです。

長崎大学との協議については、回覧文書に記載しておりませんが、懇話会において、「今後のスケジュールが遅れることがないよう、長崎大学との協議等を含めて進めていく」旨を説明させていただきました。

5 外周道路計画において、工事の前提である境界確定の手続が欠落している

外周道路拡幅工事においては、学校敷地を活用した道路拡幅であり、道路及び学校敷地どちらも市有地であるため、外周道路拡幅工事終了後、道路と学校敷地の新たな境界確定及び分筆登記を行うこととしております。

6 旧仁田小学校の跡地活用の説明は、住民の意見を聞かず一方的である

平成29年8月29日に仁田中央公園の都市計画の変更に係る住民説明会の際に「旧仁田小及び運動場の跡地活用などを説明する場を設けてほしい。」などの意見が出されたことから、9月29日開催の懇話会において、旧仁田小学校の跡地活用や仁田中央公園の都市計画の変更についても改めて説明させていただいたところです。

旧仁田小学校の跡地活用については、市の方針をご説明申し上げましたが、今後具体的に事業化する際には、地域の皆様にご相談しながら進めていくこととお話ししております。

【連絡先】

長崎市教育委員会 施設課

担当：角、宮内

電話：829-1192（直通）